

第 4 回 座間味村議会定例会

第 1 日 目

12 月 10 日

令和元年第4回座間味村議会定例会会議録				
招 集 年 月 日	令 和 元 年 1 2 月 1 0 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和元年12月10日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和元年12月10日 午後4時37分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 譲 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	垣 花 太 郎	5 番	中 村 勇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 勝 宏	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真由美	船舶・観光課長	糸 嶺 直 生
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産業振興課長	松 田 力		
	会 計 課 長	垣 花 健		

令和元年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和元年12月10日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第54号～議案第81号まで）
7	議案第54号	専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第4号））
8	議案第55号	専決処分の承認について（令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））
9	議案第56号	専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第5号））
10	議案第57号	令和元年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について
11	議案第58号	令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
12	議案第59号	令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
13	議案第60号	令和元年座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
14	議案第61号	令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
15	議案第62号	座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
16	議案第63号	座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地集会施設設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
17	議案第64号	座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
18	議案第65号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
19	議案第66号	座間味村使用料条例の一部を改正する条例について
20	議案第67号	座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
21	議案第68号	座間味港緑地公園多目的グラウンド照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について
22	議案第69号	阿嘉漁港運動公園広場テニスコート照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について
23	議案第70号	座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について
24	議案第71号	重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について

日 程	議案番号	件 名
25	議 案 第 7 2 号	座間味港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
26	議 案 第 7 3 号	阿嘉漁港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
27	議 案 第 7 4 号	座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
28	議 案 第 7 5 号	座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
29	議 案 第 7 6 号	座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
30	議 案 第 7 7 号	座間味村体験滞在交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
31	議 案 第 7 8 号	座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
32	議 案 第 7 9 号	座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
33	議 案 第 8 0 号	座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例について
34	議 案 第 8 1 号	座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
35	発 議 第 6 号	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書
36	発 議 第 7 号	琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和元年第4回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 垣花太郎議員及び5番 中村勇議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月10日の1日限りとしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日12月10日の1日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

令和元年9月26日～令和元年12月10日

9月26日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
9月27日	例月出納検査（一般会計）
10月 9日	定例総会 南風原町役場 5階 執行部控室 16時～
10月10日	沖縄県町村議会議長会定例総会 自治会館 4階会議室
10月11日	町村議会議員・事務局職員研修会・交流会 サムシング・フォー西崎
10月18日	町村議会事務局連絡会議 自治会館 4階会議室
10月24日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
10月25日	例月出納検査（一般会計）
10月28日	臨時会及び県議会「那覇市・南部離島選挙区」 14時～
〃	沖縄県立離島児童生徒支援センター
10月31日	南部広域行政組合全員協議会・定例会 南部福祉センター
11月 7日	千葉県習志野市議会 会派行政視察 （村長・議長表敬）
11月12日	第37回離島振興市町村議会議長全国大会 グランドアーク半蔵門
11月13日	第62回町村議会議長全国大会 NHKホール
11月14日	南部地区市町村議会議長会視察研修
11月19日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
11月20日	例月出納検査（一般会計）
11月21日	定期総会・職員研修会・意見交換会
11月28日	監査委員及び監査職員の研修会
12月 3日	令和元年第4回座間味村議会定例会
12月10日	令和元年第4回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第４．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

皆さんおはようございます。ことし最後の議会でございますが、皆さん御協力最後までよろしくお願いをいたします。

それと行政報告の前に、議長、一言私のほうから報告がございますが、よろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

はい、よろしいです。

○ 村長（宮里 哲）

去る台風１９号でございますが、日本各地に大きな被害を出しております。その中でも私どもの姉妹村であります、群馬県嬬恋村、ほかの自治体の被害が非常に大きかったこととか、あるいは人的な被害が少なかった嬬恋村ということもありまして、マスコミ等ではなかなか出てこなかったんですけども、お話を聞きますと、甚大な被害が出ていたという話を伺っております。議長、副議長にお願いをさせていただきながら、見舞金を先月送らせていただいたことを、また改めて報告しますが、これに関しましては、この後の補正予算等で審議をしていただくことになっておりますので、御協力をよろしくお願いします。

そして、この件に関して、先月行われた全国町村長大会におきまして、熊川村長のほうが私の席まで来ていただきまして、大変ありがとうございますと、復帰に向けて一生懸命頑張っており、幸いなことに死者が出なかったことが非常によかったんだという話と、このいただいた義援金をしっかりと活用させていただいて、一日も早い復旧、復興に努めていきたいということ、それから村議会を初め、村民の皆様心から感謝を申し上げますとメッセージをいただいておりますので、ここで報告をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、令和元年第４回座間味村議会１２月定例会行政報告を行います。令和元年第３回座間味村議会、これは令和元年９月１１日でしたが、それ以降の主な事項について行政報告をしますが、お手元にお配りしたとおりでございますので、お目通しをよろしくお願いいたします。以上です。

行 政 報 告

令和元年１２月１０日

令和元年第３回座間味村議会定例会（令和元年９月１１日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

令和 元年	９月１６日	敬老の日	座間味島	阿嘉島	慶留間島
	９月１７日	渡嘉敷村新造船視察			
	９月１８日	マリンワールド海の道視察			
	９月１９日	エクセル航空・越智支社長来訪			
	〃	座間味・阿佐・阿真 海ぬ御願			
	〃	県企画部長・交通政策課長面談			
	９月２０日	鳥獣捕獲等事業検討委員会			
	〃	謝花副知事面談			
	９月２４日	名古屋港水族館表敬・懇親会			

令和 元年	9月24日	職員宿舎検査
	9月25日	ビジターセンター後藤光学との打合せ
	9月26日	県南部土木事務所との意見交換
	〃	県町村会 エストニア航空券受取
	〃	政務 稲穂塾
	9月27日	環境省ヒアリング（ビジター展示）
	〃	聖火リレー幹事会
	9月28日	座間味校・阿嘉校運動会
	9月30日	内閣府 荒竹参事官面談
	〃	町村会正副会長会議
10月	1日	県交通政策課・地域離島課事務調整
	〃	離島海運振興(株)事務調整
10月	2日	副村長辞令交付式
	〃	離島体験事業 入村式
	〃	座間味校プログラミング学習表敬
10月	4日	エクセル航空 越智氏面談
	〃	職員共済組合業務運営研究委員会
10月	5日	慶留間校運動会
10月	6日	日本離島センター 海外離島視察 ～ 10月14日まで
10月	16日	新駐在（中井さん） 村長表敬
10月	18日	那覇海上保安部訪問（聖火リレー）
	〃	OCVB会長面談
10月	19日	円応教来村
10月	21日	宮城恒彦氏面談
10月	23日	ツーリズムEXPOジャパン大阪視察 ～ 10月25日まで
10月	26日	村民大運動会
10月	28日	QAB実近氏面談
	〃	南部離島協臨時総会
	〃	県議との意見交換会
10月	29日	道路関連要請（東京）
10月	30日	高知県黒潮町表敬（クジラ骨格関連）
10月	31日	高知県黒潮町表敬（クジラ骨格関連）
	〃	内閣府荒竹参事官との意見交換会
11月	1日	オリンピック聖火リレー実行委員会
11月	3日	沖縄県功労者表彰式式典
11月	5日	避難訓練
	〃	職員宿舎竣工式
	〃	セーリング中村コーチ来訪
	〃	さんご再生活動報告（阿嘉島比嘉氏）
11月	6日	離島フェア マスコミ（新聞）広報

令和 元年	11月	6日	聖火リレー那覇警察署への協力依頼
	11月	7日	よしみね那覇市議との意見交換会
		〃	過疎協理事会
		〃	離振協理事会
		〃	町村会理事会
	11月	8日	離島フェア マスコミ（TV）広報
		〃	離海振 取締役会
	11月	9日	陳内G o o g l e 観光立国担当来訪
	11月	10日	那覇港国際クルーズ拠点起工式
	11月	12日	ポナン社記者会見
		〃	沖縄クルーズカンファレンス2019
		〃	療育関係者合同会議
	11月	13日	県知事来訪
	11月	14日	沖縄県交通政策課面談
		〃	県土地開発公社理事会
		〃	県町村会定期総会
		〃	国保連合会要請に関する説明会
		〃	県過疎地域振興協議会定期総会
		〃	県離島振興協議会総会定期総会
		〃	離島・へき地医療の現状と課題
	11月	15日	離島フェア ～ 11月17日まで
		〃	沖総局運輸部長面談
		〃	環境省沖縄事務所面談
	11月	18日	日本郵便沖縄支社 阿嘉土地表敬5名
		〃	日本離島センターとの意見交換
	11月	19日	沖縄県市町村共済組合役員視察研修
	11月	20日	沖縄県市町村共済組合役員視察研修
	11月	25日	防衛白書説明 伊敷さん
		〃	自治会館管理組合監査
		〃	大和リース打合せ（内閣府関連）
	11月	26日	東京出張（内閣府との事務調整）
		〃	町村を考える会
	11月	27日	G o o g l e 陳内氏面談
		〃	全国町村長大会
	11月	28日	各種全国大会（観光・水産）
	11月	29日	沖縄県医師会 稲田先生面談
	11月	30日	アニメ作りワークショップ（ポッケさん）
	12月	4日	民生委員・児童委員厚生大臣委嘱状・感謝状贈呈式
		〃	沖縄県共済組合業務運営研究委員会
	12月	5日	名古屋港水族館訪問

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告を終わります。

日程第 5. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に 1 時間以内でお願いいたします。5 番 中村 勇議員。

○ 5 番（中村 勇議員）

おはようございます。今年度最後の定例議会。一般質問のトップバッターとして、質問の前に一言御挨拶をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。令和元年を迎えて、ことしも残すところわずか。振り返ってみますと一年というのは早いもので、いろいろなことがあったと思います。私たち議員もいろいろありました。新しい年を迎えるに当たりまして、村長を初め執行部の皆さんと本村の発展のために御尽力くださいますようお願いをして、質問に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず初めに臨時職員の募集について。現在、阿嘉船舶事務所、慶留間空港事務所に 2 名ずつの臨時職員を置いています。今後本務の職員を各事務所に配置する予定はあるのかということ伺いたしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。本日、また一日よろしくお願いいたします。ただいまの御質問にお答えしたいと思います。本務の配置につきましては、4 月の人事異動にあわせて検討しておりますが、現時点では退職者、また再任用の職員の確定について、これからの作業となっていることから本務職員数の最終の増減数を見極めて対応させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

5 番 中村 勇議員。

○ 5 番（中村 勇議員）

現在、阿嘉事務所においてですが、船の接岸時などに 2 名の職員がロープをとったり、その間、お客さんが切符を買いに来る窓口の対応に支障を来している状況にあると思います。ぜひ繁忙期などにおいては、2 名の職員ではお客様対応が大変だと思いますので、できるだけ本務の職員もあわせて、慶留間空港もあわせてですけれども、3 名体制で業務を行ったほうがスムーズに行くと考えますがいかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

この件につきましては、私のほうにも各担当課長からも相談があります。現場のほうからも事務所に行きますと、空港のほうもそうなんですけれども、やはり本務についての配置を強く望まれているということで認識しております。まず我々のほうの 4 月の人事異動に向けて、上ともしっかり調整して配置できるように努めさせていただきます。今、中村議員がおっしゃるとおり空き時間、ちょっと今出ているというような看板を出して、そこで住民サービスがとまっていると思いますので、そこはまたこれまでの体制がしっかりひかれるように、私のほうでも人員の配置については要望して対応させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5 番 中村 勇議員。

○ 5 番（中村 勇議員）

今、この状況のなかでそういうことでありますので、ぜひ人事異動等とあわせながら、そのことをちゃんとやってくれたら職員としても仕事がしやすいんじゃないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

続きまして2番目に阿嘉・慶留間区に有料バスを運行させる予定があるのかということで伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

おはようございます。きょうも一日よろしくお願いします。ただいまの質問についてお答えします。座間味村有償バス運行条例において、阿嘉・慶留間・外地線、座間味・西浜線を運行区間に設定しておりますが、有償バスを運行できる有資格者が限られており、現時点では阿嘉・慶留間区間を運行させることは難しいと考えております。今後、運転手募集はもちろんのこと、資格取得制度等も検討し、座間味島、阿嘉島、慶留間島を運行させる十分な人材が確保できるよう検討してまいります。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

今現在、座間味のほうにはバスは3台ありますよね。私もちょっと見ていますけれども、このバスは一応使えるということですよ。ですから去年、多分バスの運転手としてかどうかわからないですけれども1人採用していると思います。その運転手は船舶の、座間味のバスの運転手として業務に従事していると思うんですけれども、阿嘉・慶留間に関して、そういうことを要望するということは、今現在、レンタカーもない状況で、観光客とか住民に大変支障を来している状況である中で私もこのように要望しています。資格者というのあわせて、路線バスを阿嘉・慶留間に多く運行させることによって、住民、観光客などの足として便宜を図るものだと思いますので、ぜひ御検討のほうをお願いして、このバスが運行できることを要望したいと思いますのでよろしくお願いします。答弁をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

議員がおっしゃるように、阿嘉・慶留間間におきましても、大変必要なことだと思っております。今後も、先ほども言いましたが、運転手募集はしておりますが、現時点では来ていない状況ですので、資格取得制度等も考えながら、今後運行できるように検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

早目にそのような状況を、私が先ほど述べましたので、できるだけ早く路線バスとして、路線バスは各目的地に行くということでありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして展望台のあずまやの設置についてということで、去年危険箇所ということで解体し、現在土台だけ打たれている状況にありますけれども、今後はあずまやを建てる予定があるかどうかということでお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問についてお答えします。天城展望台跡地については、現段階としては予定はありません。財政状況等を勘案し、住民からの要望等を聞きながら、今後の村事業計画等に取り組んでいくか、検討してまいります。

○ 議長（中村秀克）

5 番 中村 勇議員。

○ 5 番（中村 勇議員）

この天城展望台においては、すばらしい景観であり、また観光客なども多いようですが、今後の状況では屋根がないため、休憩所としてはいかがなものかと思えます。これは県の予算で建てる予定ですか、違う、含めて。じゃあそのように阿嘉の来年の要望事項としても上がると思えます。それに合わせて、できるだけ早目に設置ができるようお願いをしたいと思いますけれどもいかがですか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

区からの要望等も現在では出ておりませんので、いろいろと関係機関とも話をしながら、全体的に検討してまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5 番 中村 勇議員。

○ 5 番（中村 勇議員）

わかりました。私も座間味村の住民として、この意見を要望しているわけでありますので、ぜひこれがかねえられるようによろしくお願いしたいと思います。私のほうは、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

続きまして 3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

皆さん、おはようございます。ことしも 3 週間ということで、残り少ない令和元年ですので、またことしもいろいろありましたけれども、ひとつまた来年もよろしくお願いします。早速一般質問に入りたいと思います。まず 1 番目に、皆さん読んでわかるとおり、また太郎議員は同じことを出しているなど、そういうふうに見ている方が結構いらっしゃるんじゃないかと。それは私も同じことを出すのは、解決していながら同じものを出すのであって、これは私は解決するまでは何回も出しますので、その辺は覚悟しておいてください。まず 1 番目に不法投棄について、阿嘉港公園前の廃車についてお伺いしたいんですが、一向に前に進んでいない廃車ですね、この前ちゅうら島づくり条例でパトロールと一緒に回ったんですが、それを見て皆さんどういうふうに感じたのか。それを課長から先に、その後副村長にお願いしたいんですが、一言でいいです、感じた点をひとつお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今お話ししているのは漁港の廃車に関してだと思いますが、確かに垣花議員がおっしゃったとおり、港の入り口です、島の玄関口となっておりますので、見苦しいとは感じております。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御意見でございますが、先ほど産業振興課長が回答いたしましたとおり、私もちゅら島パトロールに行ったときにあの状態を見まして、これはぜひ解決していかなければいけない問題だと痛感いたしました。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私が一般質問の中に出しているのは、阿嘉区の住民、村民皆さんそう思っているかもしれないですけども、阿嘉区民は特に、これはもう完全に怒りに来ているんですよ、今。もう怒りを通り過ぎている方もいっぱいいます。それで怒りを通り過ぎて、私たちが何をしているのかと、そこまで私も言われました。それで、いや私たちと行政の中でいろいろとやりとりをしているという話をしても、それはやっぱり通じないわけですよ、住民に、区民に対しては。これはもう三、四年、もう年月がかなりたっているものですから、それは住民としては許せないわけですよ。もう本当に車の原型を失って、本当に鉄くずが放置されているような状態で。またまたふえてきているものですから、その辺をやっぱり行政側としてはどの辺までいって、弁護士も年間費用を払ってやっているわけですから、弁護士を通して、また県としてもどういう形で動いているのか。まず最初に、弁護士側がどういう形で動いているのか。この辺をお聞きます。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

村としましては、今村の弁護士には相談していないのが現状でございます。この件に関しては9月議会でも説明させていただきましたが、廃棄物というよりは、漁港に関しては沖縄県の管理施設ですので、沖縄県と連携して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、強制的処分をさせるという方法で、沖縄県、また関係機関と調整を行っておりました。それから9月議会以降、沖縄県と調整させてもらったところ、今沖縄県からの回答を得たところ、その廃車に関する法律的根拠が不十分であると判明したため、所有者本人に法律に基づき強制的に処分させることが困難となってしまいました。しかしながら県、村としても現状のままではいけないと認識しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私の質問は、弁護士側がどういうふうに動いているかということが、まず弁護士側の声を聞きたいわけですが、私としては、弁護士が動いて初めて行政を動かすこともできるわけですから、弁護士がどこまで動いて、どういう形で弁護士が処理したほうがいいのか、そういう弁護士からの指導があると思うんですよね。弁護士が全く動いてないわけではないと思うんですよ。その辺、弁護士側からの説明をお願いしたいんです。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今回の廃車の件に関しては、先ほどもお話しましたように、まずは廃棄物の処理及び清掃に関する法律を適用させながら、県の漁港施設ということですので、県が主体で行って県が調べた結果、法律的根拠が不十分であると確認しております。今後は県や関係機関の意見を聞きながら、村が実施主体となるならば村の顧

問弁護士に相談したいと思っておりますが、その前に村内全域における放置車両が、村で実施する場合は阿嘉漁港のみならず全ての、全地区になりますので、そこだけを特定した廃車対策ということではなく、村全体の廃車対策となりますので、若干時間を要することとなっております。現段階といたしましては、早急な対応は困難となっておりますが、根気強く沖縄県及び関係機関と連携をとりながら対応していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

その関係を、いつごろどういう形で、できれば明確に、その辺を説明していただきたいと思うんです。大体いつごろということを、その辺をお約束できればお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

期限、期間につきましては、今のところ断言はできませんが、廃車対策ということを考えれば、阿嘉島の漁港のみならず垣花太郎議員も一緒にちゅら島パトロールで確認されたと思いますが、阿嘉漁港の周辺にも廃車らしきものがあります。そういったものを一斉にやらないと、村民への平等性、公平性を欠くものですから、阿嘉島のみならず慶留間島、座間味島、そういったものを調査して、どういうふうに行うか、法的また条例に基づいて、そういうものの検討が必要ですので、まだまだ時間を要するのかなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

課長、私が聞いているのは、阿嘉島の原型を失った、廃車の鉄くずのことに聞いて関しているわけですよ。全然、座間味の話はしていないですよ、私は。あれはもう何年もたっている鉄くずなんです。それに対する私は質問をしているんです。その一つに集中してください、まず。それを聞いているんですよ、私は。それをやっぱり住民の怒りを、あきれている住民もいっぱいいます。その辺はどういう形で、今もうあきれている住民、怒りを通り過ぎていく住民もいます。それをどういう形で住民に説明していくのかということ、私たちも通り過ぎて、もう置いた本人は悪くないですよ、もう住民にとっては。行政や私たちに対して怒りを感じてきているわけです。その辺が、不法投棄されている方に対しての怒りはなくなってきているんですよ。その辺を、やっぱり行政側がうまく住民と、説明会を開かない限り住民の怒りはおさまらないと思いますので、その辺に対して村長、一言お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。住民の皆さんの気持ちは重々承知をしております。もちろん私も阿嘉島には足しげく通っているほうですから、見苦しいというのは課長、副村長と同じ気持ちでありますし、一日も早く廃棄物を処理したいという気持ちは一緒です。うちの職員も一緒でございます。ただ課長のほうからも説明があったとおり、一義的にまず沖縄県がやらないといけない。私たちももちろん一緒になってやっているわけですが、法的な根拠をもとに私たち行政指導、あるいは行政の執行というのはしないといけないものですから、法律的な根拠がしっかりとしていない乏しい状況の中での、いろいろな執行というのは難しいというのが現状だと私も認識をしております。ですから先ほど弁護士云々という話もございましたが、それに関してはまず沖

縄県側が、実際に確認をしておりませんが、法律の専門家も交えて今の現状でなかなか次のステップに移れないという報告をいただいているというのが現状でございます。ぜひ私たちとしても本当にしたいんですね、そういった現状をぜひ御理解いただきたいと思います。確かに住民の皆さんのお怒りもわかりますし、住民の皆さんの怒りが別の場所に来ているよという話もわかるんですが、私たち行政としては法律に基づいて、しっかりとした根拠を示す中で仕事をしていかないと、上げ足をとられてしまうようなことになりかねないと感じているところです。私たちは法治国家でございますので、怒り、いろいろなこともあろうかと思えます、これ以外のことを含めても、私たち行政運営をしていく中でもございます、別の案件でも。ただ私たちは憲法があり法律があり条例があり、いろいろなものにのっとりしっかりとできる状況をつくっていくことがまずは大切だということは、ぜひ住民の皆さんにも理解をしていただきたいし、ぜひ議員の皆様方からもそういった根拠をまずしっかりとつくっていくということをやっているんだということを、紹介をしていただきたいと思っております。垣花議員が怒るのも重々承知しておりますけれども、それと同じぐらい私たちも歯がゆい思いをしているというのは、ぜひ御承知おきをいただいて、私たちもこれからも一生懸命沖縄県と連携をしてですね、やっていきたいと思っております。ですから沖縄県が今の状況でやっていくめどというのは、時間的なめどは今お示しをすることもできません。であれば、私たちのちゅら島づくり条例に基づいてやるのでしょうかというのがうちの今の課長からの話でありまして、仮に沖縄県を飛び越えてちゅら島づくり条例に基づいてやるのであれば、そのときは廃車でありますから、漁港内の廃車だけではなくて、村全体の廃車を一斉に法的な根拠を示して撤去させる、あるいはそれなりの対応をしてもらうような環境づくりをするということでもありますので、別に座間味だけをやるとかそういう話ではなくて、結局そういった話を次の展開に持って行こうとすると、こういった流れになりますよという話を、今松田のほうで説明をしたということでございますから、ぜひともその辺は御理解をいただきたいということと、できれば阿嘉区の総会等においても、いろいろな議決もしていただくと、私たち行政としてもさらに動きやすくなる環境ができてくると思いますので、阿嘉区の区民の皆様にもいろいろな形で御協力をいただければというふうに、逆をお願いをさせていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひ住民にわかりやすいように、今どういう形でどの辺まで進んでいる形を、何らかの形で報告していただきたいと、それだけをぜひお願いします。住民がまずそういう形で納得していないものですから、住宅のほうでも道路が通行どめになっている状況ですので、そういういろいろな状況が起きています。ですから今後どうするのかというのが住民の不安ですので、住民が納得できるような、そういう報告をしてもらいたいと、私はひとつよろしくお願ひしたいと思います。これに関しては以上です。

あと2番目に関して、阿嘉村営住宅について。ペンションくば購入後について、その後の購入された土地に関してお伺ひしたいんですけれども。このペンションくばのほうを、私何回か見ていますけれども、一向に前に進んでいないような感じがします。その後の計画をちょっと報告してもらいたいんですが、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。ペンションの改築につきましては、去る10月に入札を行いました但不調と不落が続いていまして、現在契約に至っていない状況でございます。ただいま状況

としては、2回の入札を執行したんですが不落、全社辞退と。入札があったんですが、予定価格まで届かなかったということで、現在は契約に至っていない状況となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。住民が物すごい待ち遠しく、待っていますので、できれば早目に購入して、結構日にちが過ぎていきますので。購入した時点で、もう住民は期待をしているんですよ。私たちも入れるのかしらと、いろいろ返事がいっぱいあります。それを待ち遠しく、待っている方もいますので、その辺を住民に、いつごろできると、その辺をはっきりした返事じゃなくてもよろしいですので、大体どれぐらい日にちかかります、あとどれぐらい日にちかかって入居できますよという形の報告もぜひやっていただきたいと思うんですけども。あと大体どれぐらいかかりそうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

現在、まだ明確なお答えはできませんが、私たちとしては前回の不調不落を受けて、今設計の見直しを行いました。その設計の見直しの中で、諸経費等をかさ上げさせていただいて、現在かさ上げ分の補助金をいただく作業をしております。これが早ければ今月にも内示が出るだろうということで、その内示が出た時点で補正の準備をさせていただいて、3回目の入札をまず行うことが作業として先だろうと考えております。不調ということではありますが、原因をしっかりと調べてまた入札して、業者と早目に契約をして工事を進めることが今何よりだと思いますので、しっかりとその作業をさせていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。住民にとっては行政の中身なんかは全然わからないわけですよ。その中身を知らなくて、いつ入れるのかしか、結果しか出してこないものですから、私たちも返事に困っているわけです。そういう形で、できれば早目に住民の期待に添えるように、ぜひ早目にお願いしたいと思います。それに関しては以上です。

阿嘉島への交番に関してどこまで、これもひとつの進展ですけれども、どこまで進展しているのかお聞きしたいんですが、ちょっとお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

お答えします。駐在所設置につきましては、去る8月に那覇警察署長へ表敬訪問を行った際に、警察本部へ要請している、公安委員会のほうへ要請している旨の報告を我々も受けました。現時点で正式に設置しますという回答は得られておりません。その後、先月の知事行政視察意見交換会の場でも、村の一番の重要案件として要望を行ったところでございます。現時点では、まだ要請活動中となっておりますが、引き続き安心・安全な村づくりのため、要請の活動をしっかりと続けていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。阿嘉島も観光客がどんどんふえてきて、不法投棄もいっぱいふえています。そういう取り締まりも交番がないために、無残にいろいろなことを自由勝手にやっている部分もありますので、その辺をですね、繁忙期が一番怖いんですね、交番がないために。繁忙期などに、今までは住宅は鍵を締めないで寝ているぐらいの住宅が多かったんですけども、住民からの声で、鍵を締めないと眠れないという声も聞かれています。やっぱり交番があるだけで気持ちが全然違うと思います。この交番が早目にできるように、ぜひ進めていただきたいと思います。その辺はよろしくお願いします。

あともう一つ、阿嘉幼少中学校について、この間解体が終わったんですけども、新校舎についてどういう形で、どの辺まで進展しているかお聞きしたいんですけども、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。阿嘉幼小中学校改築工事に関しましては、令和元年11月13日に指名競争入札を予定したところ、13日まで7社が入札の辞退、当日に2社が入札辞退という結果になりました。現在、単価の見直し等を行っており、見直し作業が終了次第、2回目の指名競争入札を行う予定であります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

新校舎について、そういう設計とか見直しとか、そういうのはないですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

設計の見直しは行わず、単価の見直し等を行っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。私、前に聞いたんですけども、幼小中学校体育館までの、できればそういう形で全部雨に濡れないように、体育館まで行けるような設計を今後やりたいと話は聞いたんですけども、その話はそのまま通っていつているんですか、その辺を聞きたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

おっしゃるとおり、その予定で全体計画を立てております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひそういう形でつくっていただけたら一番いいと思います。ぜひいいアイデアですので、よろしくお願いします。

クイーンさまみの建造委員会について、どこまで設計について変更、もう一つは泊港の新設計についてお伺いしたいんですけども。まず建造委員会の、どこまで設計変更があったのかなかったのか、また建造委員会がどこまで進んでいるのかというのを教えていただきたいんですが。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問についてお答えします。村船舶建造検討委員会は、現在4回目の委員会を開催しました。内容としましては、主要項目の決定まで決定しており、現在認可を受ける書類を作成しております。今後は沖縄県離島航路確保維持改善分科会座間味村航路分科会を開催し、承認後、沖縄県に申請し沖縄総合事務局へ進達される手続となります。認可後、業者選考を行い、新造船の着手となります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひ新造船ですので、新しい設計が取り入れられていると思います。かなりバリアフリーにつくられているだろうと思うんですけども。私、一番疑問に思っているのは、バリアフリーについて、フェリーざまみはバリアフリーが完全にできて、車椅子、障害をお持ちの方も自由に自分一人で降りたり、乗ったりということができるようになっていますけれども、クイーンざまみは離島から乗るときには完全にバリアフリーになっているんです。まず泊港に着いたときは、皆さん御存じですよ、全然バリアフリーじゃないんですよ。その辺、やっぱり今後渡嘉敷村もそうだと思うんです。渡嘉敷村のほうも同じことだと思うんです。バリアフリーでつくっているのに、泊港に着いてしまうとバリアフリーじゃない、誰かの手をかりないといけないというような形を、その辺がどうも矛盾しているんじゃないかと。それをどういう形で今後変わっていくのかというのを、新しいクイーンざまみがこれを解消できるつくり方をするのか。それとも全く同じような、こっちではバリアフリーで、向こうで降りるとバリアフリーじゃないと。そういう形で、同じような考え方のつくり方なのかというのを、それであればやっぱり港の新設工事に対しても、やっぱり変わっていくべきじゃないかと私は思うんです。一つは、こっちに泊港の新設計についてというのはそれが一つなんです、隣的那覇漁協が、昨年9月的那覇市議会の定例会で、漁港がリニューアルするという、地主との解決がついたということで、隣の漁港がかなり変わるということで、一般質問の中で出ているわけです。これをちょっと読みたいと思います。水産行政について、泊港再整備の取り組みについて。宮里 昇議員がそれを聞いているんです。行政側からの返事が、県との協議が進み、一定の役割分担が明らかになった。県が配置、ゾーニング関係者に意見を集約、依頼されている。今後は関係者が合意するゾーニング案として県に示し、これらをもとに土地利用計画の変更に対応するなどの整備に向けて連携して取り組んでいきたいということです。ですからそれを、やっぱり那覇漁港が変わってくるんですよ、お隣ですよ、くつついて。それがハーリーの船がとまっているところも、あれは漁協の港の一つなんですよ。あれの土地も結局地主との解決がついたみたいです。ですからその辺が全部変わってくると思うんです。その流れで、やっぱり泊港のクイーンざまみ、マリンライナー、そのくつついたところですよ。そこがやっぱりポンツーンの栈橋ができないのがおかしいんじゃないかと私は思っているんですけども。これができればバリアフリーも完全にできて、その栈橋自体が50年前と全く変わっていない栈橋ですので、その辺もこの流れで、那覇市議会の定例会でこういう形で一般質問の中に出てきているわけです。その流れで離島振興のために、それを那覇市と連携をとって、それを村側もそういう形で意見を出してみたらどうかと私は思うんですけども、それについて村長、どうですか伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

高速船のポンツーンの話は過去にもいろいろな形で発言をさせていただいているところがございます。今の現状でポンツーンをつくった場合には、座間味、渡嘉敷、久米島フェリー、大東の船等々がございますので、航路が狭くなります。よって今の場所にポンツーンをつけるというのは非常に無理があるという回答でございます。掘り込んでどうのこうのといろいろな方法があろうかと思いますが、背後の建物とかいろいろなもの、あるいはその工事期間中の私たちの高速船の停泊場所、いろいろなものが、ハードルが高くてですね、なかなか現実的にやりづらいというのが那覇港管理組合の見解だと聞いております。それから漁港の話は、ちょっと私たち情報は持っておりません。推測ではありますけれども、那覇港管理組合ではなくて管理者是那覇市ではないかと思っております。そうなった場合には、また那覇市独自の施策が出てくると思いますが、那覇港管理組合の管轄の中で漁港は持っておりませんので、仮に那覇港管理組合が整備をする港だと仮定をすれば、何らかの問い合わせが私たちにも来るということになっていますから、いわゆる船舶の所有者に対して、工事についての意見照会が来るはずですが、今のところそれも来ていない状況でございます。したがって、泊漁港の整備についてはちょっと把握しておりませんのでお答えをしかねますけれども、バリアフリー化に関しては、なかなかポンツーンというのはつくりづらい環境があるということと、現状でも確かに高速船、今クイーンざまみ3の客室からデッキまではエレベーターがついておりますが、なかなか一人ではやりづらい部分があります。その後、タラップに関しては附属品をつけると車椅子がスムーズに上れるような環境をつくっているということで、前バリアフリー法に基づいた船舶にはなっております。今回つくる高速性に関しましても、現バリアフリー法に基づいたしっかりとした、障害を持つ方にも優しい船づくりをしていきたいと考えているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。新しいクイーンざまみの設計に対して、住民としてもかなり興味深いものですから、その辺がどういうふうに変わってくるのかと、物すごい興味を持っています。ですからそれを、住民の期待を裏切らないように、そういうふうによりやすさをつくって進めていってほしいと思いますので、ぜひ御協力をお願いします。以上で私の一般質問は終わります。

○ 議長（中村秀克）

続きまして2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

おはようございます。私からは、まず1点目に修学旅行についてお伺いします。きょうはくしくもお互いは賞与の日ですね。お互いは船がキャンセルになろうが、修学旅行がキャンセルになろうが、船が欠航しようが何の影響もありません。ところが去る11月25日からうちは船が変則運行でした。阿嘉に泊まって、ところが天気が、北東の風吹くということで、座間味にも係留したこともあります。これはお互い身内ですから、その天候でいたし方ないんですけれども。私が言いたいのは、その修学旅行がキャンセルになった理由については、皆さん御存じですから、その件に関しては触れませんが、今、糸嶺課長から平成31年度の実績表が来ていますけれども、その11月25日からの旅行は350名だったんですね、2泊3日。となると、これはそのキャンセルになる前に、その前兆は当然さっき言ったようにありましたから、そのときに手を打ったかどうか、まずそれを1点目にお聞きします。例えばですよ、その学校側に、今回本村としては大きくダイヤも変えてある、だから来年はキャンセルしてもいいけれども、ことしはぜひお願いしたいとか。あるいは旅行社を通して学校側、それから父兄側に、ことしはぜひお願いしたいというような策を講じたかどうか、まずその1点からお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問についてお答えします。就学旅行につきましては、座間味村観光協会が全部とりまとめておりますので、このキャンセル等についての対応についても村の観光協会が全体的にとり行っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

私がいつも思うのは、もちろん観光協会にそれは委託して、私はよく言うんですけれども、相当補助金も出して運営主体、村長は目の前にいますけれども、村長は観光協会の会長でもいらっしゃいます。お聞きすると、先週は名古屋水族館にも行っているというような話も耳にしております。確かに別に水族館に行くなということではないんですけれども、水族館みたいに定着しているのはですね、私は担当レベルでもいいというふうに思うんですね、ある程度固定化されていますから。ところが先ほど冒頭に言ったように、ここにはこの民宿という事業者、それからマリン関係のボート、シュノーケリングとかダイビング、釣り、カヤック、カヌー、この人たちは、これを目当てに、この年末年始の、これは後日お金が入ってくるはずなんですけれども、これを目当てにしていたんですね。その後、12月に入って、伊吹高校が、これは天候でキャンセルですね、これは159名。ですからこの11月末と12月の頭だけで、500名の修学旅行が入ってくる予定だったんですね。ところがこれが全部キャンセル、いろいろな都合があつて。天候はいたし方ない。けどここでは構えていた宿、修学旅行しかとっていない宿もあるんですよ、座間味には。修学旅行しか受けていない宿。とするとその人は、今回年末は収入ゼロなんですね。私、各事業者三、四カ所回りました。半ば諦めて、もう喜文さん、修学旅行当てにしていた我々がおかしかったんですよとかね、なければならない、あるならあるでやればいいのかにねと、半ば諦めたような感じで話をするんですね。先ほど課長が言うように、もちろんこれは観光協会ですけれども、やっぱり村としても何らかの対応策はないのか。これは村長にお聞きしたいんですけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず対応策といたしましては、観光協会のほうでどういうことをしていたかと言いますと、宿の振りかえ等についていろいろと提案をさせていただいたと聞いております。観光協会の会長ではありますが、村長という立場ですからそういうふうに聞いたということで話をさせていただきます。観光協会におきましては先ほど話をしたように、宿の振りかえ等をするることによって、その修学旅行がキャンセルにならないような努力もしてきたと話を伺っております。いろいろなことをやっている中で、キャンセルになったということは非常に残念だと思っております。それと合わせて行政は何をしてきたか、何をしなかったのかという話ですが、行政としては特段動いておりません。キャンセルの理由も、いろいろと内々では話は聞こえてきておりましたが、当時においてその内容が、内々で入ってきた情報が確実なものなのかどうかというのは、前回の議会でも話をさせていただいたと思いますけれども、何も確定をしていない状況で、私たちがどういうふうな動きができるのか。あるいは確定したとしても、私たちがどういう動きができるのか。仮にこれが那覇市の場合、沖縄県だった場合に行政がどのように動くかということ、なかなか動けないんじゃないかと私は個人的に思っております。ですからあそこに関しては、できるだけ旅行者、あるいは会社、あるいは旅行に来る方々の意見を尊重しつつ、できるだけ来てもらうような環境づくりというのは、今回に関してはいろいろな

理由があったと思いますけれども、観光協会のほうに頑張っていたということでございます。行政としては地域づくりであったり、足、いわゆる船とか交通網の整備とか、そういったところにしっかりと注力をしていく。その中で、観光振興の中で、今回のような事例に関してはなかなか行政として、あるいは行政の長として、どういった立場で何をしゃべりに行くのかというのは、答えは見えづらい環境でございますので、私どもとしては今回は行政としては特段いろいろな動きをしなかったということでございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

私たちが今議員になって5年目になります。私たちが議員になった当初は、株式会社二一・ざまみの整理縮小整頓、私はその際に、修学旅行もだんだん落ちてきていますということは言いました、覚えていると思います。そのころから課長は2人ぐらいかわっていますが、村長がそのときにおっしゃったのは、4年先を見てくださいと、いうことをおっしゃいました。じゃあこの4年先、実績、ことしは今五、六件ありますけれども、そのうちの2校はキャンセル、来年はほとんど4校ぐらいしかないと。ところが周辺離島、皆さん新聞等でいろいろ見ているはずです。伊是名が9月の半ばから12月の半ばまで、民泊で忙しいと。我々はこんな立派な船をつくって、客数もあって、350名、400名と乗るのは、向こうからチャーターで来ますから、当然前回のフェリーと違って全員が座れるというような状況、環境もつくった。もちろんそこにはいろいろな問題がありますよ。例えば頼んだバスが動いていないとか、民間のバスが故障しているとか。私は10月末に那覇へ出ていたら村営バスの運転手から電話があって、喜文さん帰って来てくれないですかと、どうしたのと。バスが足りなくて、村がバスを出すから運転してくれないかと。ここはもう所要で出ていますから、急にそう言われても帰れない。そういったいろいろな状況もあります。当てにしていたのが当てにできなかったということもありますけれども、これはときたまですけれども、これは二、三百名過ぎたときの話ですけれども。これからして立地条件も非常にいい、本村の場合は。空港から来て、午後には座間味に入れる。例えばあの北部なんかは、運天港へ行くだけでも二、三時間かかるんですよ。それで現地に入るまでには1日かかるんですよ。翌日からやる。それだけの状況がそろっている中で、これだけ落ち込んでいく。今言ったように、村長は4年先を見てくださいと。完全にそういう面では挽回しますということで、私は4年待ちました。私も5年目ですからね、我々議員になって。ところがことしは2校がキャンセルで、しかもこれは離島体験が入っていてその数ですからね。来年なんか見ると、既に4校ぐらいしか予約がないということになりますと、この今やっている事業者なんかは、今後どういうふうな形で生活していくのか。冒頭に言ったように我々はきょうボーナスをもらっていますけれども、彼らとしては、事業者としてはこれを一番当てにしていたんですね。地元でも、個人的に受けている事業者があります。村長もよく知っているはずですが、あの大井高校、今はふじみ野高校と言いますね。これはダイビングで約1週間ぐらいいます。これ15年ぐらい続いた事業なんですね、85名ぐらい。どこでやっているか皆さん御存じだと思うんですが、これも来年から宮古に行くんですね。去年まで阿嘉で受けていた修学旅行もことしはないとなると、やっぱり本村としては、行政としても観光協会としても、関係機関ともタイアップして、こんな立派な船をつくって、こんな近くだし、これを今後もっと大きく見直さなければ、観光客が今みたいに外人がいて、そんなに客数としては変わらないからという安閑とした気持ちなのか。これ今後もっとテコ入れしないといけないんじゃないかと思うんですけれども、その辺どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

修学旅行に関してまずお話をさせていただきます。確かに二一・ざまみを解体をさせていただきました。そのときにいろいろありましたけれども、その後をしっかりと見ていただきたいということで話をさせていただいた、ニュアンスの話をさせていただいたのも承知をしております。まず今座間味村を取り巻くというよりも修学旅行を取り巻く環境がどうなっているかというところを軽く話をさせていただきますと、少子高齢化がさらに進んでいく中で、生徒が少なくなっているというのが非常に大きなところなんです。その中で体験をする形での民泊が非常に人気があるというのは、もう4年以上前から承知をさせていただいております。当時、東村とか沖縄本島側が非常に有名でございました。最近では伊江島、あるいは伊是名、伊平屋というのもその選択肢の中に入ってきているようなんですけれども。その子供たちの体験に関しては、まずは就業体験がございます。座間味村の場合は非常に、私たちとしても頑張らなければいけないんですけれども、一次産業がほかの離島自治体に比べると弱い部分がございまして、やはり彼らのニーズとしては漁業、農業の体験がしたいということでありますが、なかなかそれができるような環境が、今座間味村には、非常に残念ですが整っていないというのがまず一つあるということと、同じ離島ではありますけれども、離島に対する欠航率の高さも含めて、そこに対する不安もあるというふうなこともございます。そういったもろもろの環境がありまして、修学旅行が減ってきているというのは現実だと思っております。例えば別の形での民泊体験での修学旅行の受け入れをしようと考えた場合に、民泊ですから個人の家で200名、あるいは250名の子供たちを預かる家があるのか。預かったときにどういった体験をさせるのか。プラスして、観光地でございますから民宿を初め各宿等含めて、飲食を含めて、民業圧迫になるのではないかと。民業と言いますか、そもそもの観光業、観光関連産業の皆さんへの、特に宿泊の部門への圧迫になるのではないかとということも含めて考えますと、まず座間味村で今現行行われているような民泊をするのは非常に厳しいのではないかとというのが一つ。それから先ほど話したように、少子高齢化が進む中で修学旅行自体が少なくなっているということが一つ。そしてもう一つは、修学旅行を行うに当たっては船を使つての離島へ行くリスクというのがもう一つ、そういった状況を含めていろいろと勘案していきますと、なかなか前に進まないのが現状でございます。もちろん先ほど質問の中でも宮平議員からも話がありましており、一般財源を使って、あるいは一括交付金を活用して観光協会を運営させていただいておりますが、その中で沖縄コンベンションビューロー、OCVBと連携をしながらいろいろな誘致に努めているところでもございます。あわせて環境省あるいは官公庁とも連携をしながら、新たなお客さんのとり込みにも努めているところでもございまして、たしか四、五年前までは、一番そこで平成24年が6万9,000名の観光客でした。当時修学旅行はそれなりに来ておりましたが、それでも6万9,000名。現在、ここ四、五年連続して10万人前後の観光客が来ているという現状も合わせて報告をさせていただきたいと思っておりますので、その辺もぜひ御理解をいただきたいと思えます。ちなみに、細かい話はまだ私のほうでは持っておりませんが、修学旅行も確かに大切なんですが、修学旅行での客単価と、個人旅行での客単価はまたそれもそれで違ってきます。いろいろなことを考えながら座間味村の観光振興をやっていくべきだと思っておりますので、これからも観光協会あるいは商工会とも連携をしながら、これからの座間味村の観光だけではなくて産業の振興についてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今の話を聞きますと、じゃあ村長は四、五年前に4年先を見てくださいと。営業としては行ってきたわけですか。各旅行社、あるいは学校関係を含めてその動きはなされたんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これまでも観光協会を通じて行っておりますし、私はおとし茨城県知事、あるいは県教育長等ともお会いをして、直接トップセールスも行っている事実もございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

その割には4年先を見てくださいということだったんですけども、結果としては今言うように何も修学旅行だけが数じゃないというようなニュアンスなんですけれども、本村は、もちろんさっき言ったように伊是名、伊江島は全員行きました。たしかに向こうも民泊して農業をやったり、あるいは海に行ったりと。本村の場合は、私が考えるにはことは少ないんですが、過去には日帰りのコースもあって、これは夏場でしたらフェリーでも十分可能ですし、もちろんクイーンさまみだったら申し分ないんですけども。もう一度その辺、日帰りのコースもですね、例えば言うように少子化ですから、五、六十名というデータもたくさんあるんですよ。この日帰りコースでですね。これは私は十年來のずっとデータを持っているんですけども。それを再度、もう一度見て、ここは何が売り物かと、やっぱりマリンスカから、海ですから、当然農業体験とか、そういうのは今できるような状況じゃないですから、もう一度その辺を洗いなおして、次年度以降はその辺にも着目していただけないかと思うんですけども。どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

日帰りに関しては特に連休あるいは夏場に関しては非常に厳しいものがあると思います。観光事業者の方々からも、日帰りのお客さんを減らして、減らしてというのは船に乗るお客さんの話なんです、日帰りのお客さんを減らして宿泊するお客さんを優待できないかというお願いまで来ております。これはいろいろな法律等の問題で難しいところがあるので、簡単ではないんですけども、そういった話もございまして。簡単ではないと思いますが、そういった情報も含めて、座間味村行政というよりも観光協会あるいは商工会とも連携をしながら、新たな誘客につながるような仕組みづくりというのはしっかりと勉強していきながら、できるところはしっかりやっていくということだと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今村長がおっしゃるように、これはあくまでもケース・バイ・ケースで、当然宿泊したほうがいいですから、もちろん日帰りは減らすようにというようなことは、これは前々からずっと言われていることですので、それはケース・バイ・ケースですね。例えばウイークデーとか、もちろん週末あるいは夏場の繁忙期にはそれはできないはずですけども、その辺はケース・バイ・ケースでやって、もう少しそういった修学旅行の面の対策を今後も講じていただきたいということをお願いして、この件に関しては終わります。

続きまして去る11月13日、14日の知事表敬について。村長は絶えずいろいろな場の挨拶で、村議会と一緒に村の発展に寄与していきたいということをおっしゃっております。皆さんが県知事に要望した6項目も、後々ござらんりました。その内容は、当然この本議会で言っていることであって、先ほど垣花太郎議員からもありましたように阿嘉区にも当然お二人の議員がいます。ただそこで要望事項の中で、私た

ちが聞き慣れない言葉が、阿嘉・慶留間線、慶留間・阿嘉線の県道への格上げ、それは県道に上がることは何か災害があったときにも早目に処置できるし、そういう面ではいいことではあるんですけども、それ以外のことは全部ここでずっと申し、あるいは要望してきたことで、なぜそれが我々にその声がかからなくて、皆さんがこうやったか。と言いますと、私たちはちょうどその翌日、15日ですね、委員の忘年会がありました。それは離島フェアの初日ということもあって、これはずっと長年の恒例行事みたいになってはいますけれども、かと言ってこの二、三年は我々は旅費で行っているわけではありません。議長だけが、もちろんオープニングということがあるものですから。ちょっと話はそれですけども、出店も少ないし議員が旅費で行くのはどうかということで、二、三年前から旅費はいただいていません。そのかわり自分たちで行って見てきましょう。そして忘年会してきましょうということを言っているんですけども。私は浦添本島に帰ると浦添市からですから、忘年会が泉崎であったんですね。そうすると我々委員が待ち構えていて、6時半からだったんですけども、私が着いたのが6時40分ぐらい、10分ぐらいちょっとおくれたんですけども。この委員の皆さんから、きょう飲む前に、忘年会する前に、今回の知事の表敬を皆さんどう思うかと、私が投げかけたんじゃないですよ、皆さんから、この皆さん憤りを感じているんですね。今回、知事が来るのに何の連絡もなかったと。もちろん議長、副議長にはそれなりのことはあったと思うんですけども、議長も生身の人間で、議長が全国会議に行くとなると、家庭的にいろいろやることもたくさんあるもので、なかなか気が回らないということも察しております。これはきょう私がいろいろ聞きますけれども、これは我々委員もみんな同意した考え方できょう私が今聞くんですけどもね。私も5月25日、久米島へ行ってきました、ヨットレースでですね。そうすると、久米島はその前の5月23・24日に県知事が来ていたんですね。私は大田町長と懷石する時間が少しありましたので、「宮平ワッターミー、きのう、おととい知事来ていたよ」と、各課長が、港湾なら港湾の課長、建設なら建設、土木は土木、農業は農業関係の課長が全部説明して、そこには議員が向こうは14名いますから、そろったのが1人、2人は私用があって来れなかったというような話を聞きました。そして経済界がいて、そして各課長が説明して、最後に町長がお願いしますという形のやり方だというふうに聞きました。なぜそこまで言うかと、私はまた12日が介護保険広域連合の議会があったんですね。そうすると久米島の議員と読谷から一緒に帰ってきました。そうすると久米島の議員がおっしゃるように「じゃあ宮平さん、あした知事が来るんだったら早く帰ったら」というように話をするんですね。ところがもう12日には帰れないものですから、13日にクイーンの1便で来て、たとえ案内がなかろうが、やっぱり20年振りに知事が来るということであれば、我々議員としてたとえ皆さんからそういう非公開、あるいは極秘だというふうに思っても、私の中ではですね、知事が来るのに議員がまさか沖縄本島でのこのこしているわけにはいかないと思って、私はクイーンの1便で帰ってきました。ところが知事団一行はフェリーで阿嘉に入ったんですね。お隣にいる議会議員が、後で聞いたら、知事の日程表をくださいと言ったら、これは非公開で極秘ですからあげられませんと。なぜ我々議員にそれがあげられないのか。皆さん、これはマスコミも来ているんですよ。マスコミは同席して来るのに、ここにいる議員にはそれが全く伝わらない。村長は、いつも議会と行政と一緒にあって、車の両輪で村の発展に寄与したいと言っている割には全然矛盾しているんじゃないかと、ウリー一輪車じゃないかとしか私は思っていないんですね。その辺、なぜそういうふうな形で極秘、非公開でやったのか。まずそこを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの質問ですが、極秘、非公開ということではありますが、実際に県知事の来訪が決まって、プレスリリースが来られる2日前の11日に行われております。それまでは知事の日程のほうが、まだ来られるか

わからないということで、まだ伏せておいてくださいということで公開していない状況で、水面下での準備は我々も進めさせてはいただいております。そういった中で、2日前にプレスリリースが行われますので、そちらのほうで御案内してくださいということで、宮平議員のほうにも、私のほうがお伝えを、夕方には出ますよということでお伝えはしたんですが、決して非公開ではなくて、県の知事が来られて、県側での公表は行われておりました。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私たちも何もやっていないわけじゃないですよ。これは去る9月の県議会の中で、会派おきなわの平良正一議員が、「知事、座間味村視察を予定してください」と、知事はそのときの答弁の中で、「浄水場も含めて行きます」と。ですから私たちもいつ来るかなということは、構えてはいたんですね。今回皆さんそういうことになるもので、私たちも会っていないということになっているものですから、これ12は月の一般質問で浄水場の委員長、それからきょう、あすと座間味村の一般質問が全部上がってきているんですよ。そのぐらい要するに県としても着目というか、非常にこの小さな島が、この1週間で3回も議会に上がって、きょうもあしたも上がってくるんですよ、県議会で。皆さんそう言いますけれどね、結局皆さんがこうやったことによって、何が見出しに残ったかと。16日の新聞、タイムスも新報もですね、浄水場候補地確認、浄水場予定地変更もと、見出しはこれなんですよ。とすると今総務課長がおっしゃるけれども、村民としては結局非公開、非公開じゃない、極秘じゃないと言っているけれども、結局皆さんが考えるのはこの問題があるから非公開にしたんじゃないかというふうにとられてもおかしくないんですね。というのは、私も翌日に見送りに行きました。どうにか挨拶ぐらい、御苦労さんぐらいは言いたいなと思った。ところが10時まで淡水化と現場事務所を往復して視察して、10時ギリギリまでいるものだから、結局言葉の一つもかけられなくて行ったんですけれども、そのときに私も見ました。そこには企業局の統括官が乗っていました。やっぱりこれが出てきて当然だと思いました。とすると当然こういう浄水場問題は、皆さんいつも県の事業と言うけれども、こういうふうにしてももちろん賛成もいるし反対もいるし、そういう面からすると、今やっていることは公正、公平さから欠けるんですね。こんななるとつくれるのもつくれませんよ。きょうもあすもこの問題が出てきますよ、県議会では。村長はいろいろそういう面で、データがいろいろそういうことが出ているよと、あるいは今これは予定表を見ようと思えば見れますから、こんな座間味村の問題に関して、最近もよく新聞をにぎわしていますけれども、こういうことになるとお互いの信頼性というのがどこにあるのかと。それは賛成もいるし反対もあります。結局出てきたのはこの見出しですからね、両方、両紙に出てきたのは。視察の内容はもちろん学校に行ったりとか、ちょっと平和の塔に行ったりとか、いろいろ載っていますけれども、出てきたのはこの見出し。村民はこれに対してこれがあつたから、20年振りに知事が来るからみんなで歓迎しようじゃないかとみんなそう思っているのに、それを極秘でやったという形になったものだから、今となってはもう取り沙汰されているのがこれですよ。県の事業との関連ということはそのことですけれども、次に触れていっていますけれども。平和の塔も献花もしたと書いてあります。その横、ウンナガーラ砂防ダムのあの事業もずっとストップしていますけれども、この方向の話はどういう話で進んでいますか。そこも教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

県の事業についてなんです、前回の議会でも議会議員からも少しお話がありましたが、現在ももとの

施工中に大雨が降りまして、想定していない雨量だったものですから、今ののり面切ったところから、またさらに崩れているというお話をさせていただきました。それに伴い、向こうのほうも災害査定等を受けて、また新たな施工方法が変わるものですから、現在は環境省との事務調整となっております。それが終わり次第、工事の再着工になると伺っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。ですから私が言いたいのは、結局こういう非公開で、私は常々議会のたびに言っています。お互いの情報公開をよくやりましょうよと。村長と船と一緒に乗るときもあるし、あるいは飲食店でときたま顔を合わすときもある。こんな話があるよと。ちょっとしたよもやま話をしていれば、そんなには大きなあれは起こらないと思うんですけども、今は隠して事を進めて、それからやりましたということになってくるものだから、今後これすると、これから先もこういうことが出てこないとも限らないですよ。もうこれはきょうの私のものには触れていないんですけども、村有地とか字有地とかいろいろな問題がいつぱいに飛び火しているものですから、そうなるとお互いもう少しそれを詰めて話をしておかないと、住民に説明のしようもないし、史上最悪の最低議員と我々言われているんですよ。皆さんとしては仕事はやりやすいかもしれないですけども、我々先ほど太郎議員が言ったように、我々は住民に「アンシ、ヤクタタン」と、方言で言うとな、全然役に立たないじゃないかということで、しょっちゅうお叱りばかり受けて、これじゃあ本当に議会と行政が一体、両輪となっているのか。皆さん一輪車で、単車でチャーハーエーしているのと一緒に、全くそういう面での連携感が保たれていないということです。今後、これはやっぱり県の事業であれば当然村もかかわっているし、いろいろ環境省もかかわっているとかいろいろな話はたくさん出ていますが、どっちにしろ県の事業であろうがつくるのは本村につくるわけですから、この辺はもう少しです、ね、本当に何回も同じこと言いますけれども、つくれるのもつくれなくなりますよ。あるいはまた工期内でできなくて、後々村の持ち出しが多くなったとか、村長冒頭で、以前そういう話も出ていましたけれども、そうなりかねないこともありますので、その辺はやっぱりもう少しお互いいつも情報交換しながら、お互いにそういうところは、こういうところはこういうふうに進んでいるよ、どうかなということはやっていただきたい。最後に村長、その辺はどう感じていますかね。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず最初に確認だけしておきますが、浄水場事業費がふえた場合に、村の持ち出しがふえるか、これはふえませんが、県の事業ですから。これは過去に私はそういう発言をしたこともございませんので、御承知おきをいただきたいと思います。先ほどから知事の来訪について、行政視察についてでございますけれども、課長から答弁があったとおりでございます。今だから話せる部分もございますので、話をさせていただきますと、これから年末にかけていろいろな予算要求、制度の要請等が沖縄県知事を初め各種団体の長が行く日程になっております。今年度末で税制改正が行われる部分の中で、沖縄県に関する税制改正が大きな目玉となって、酒税であったりとかいろいろあったと思うんですけども、税制改正の年になっております、沖縄関連税制で。ということで、業界、いわゆる経済団体等含めて、国あるいは自民党、政府与党の自民党、公明党含めたところへの県知事と経済界のトップの皆さんが東京に上京して要請を行うわけですが、この日程についてはなかなか日程が決まらなかったと。当初、私たち座間味に来る予定の日もその日程の候補に上がっていますよと。ですからギリギリまで確定ができない状況ですと。座間味村としては来れるような

環境をつくらないといけないので、私の日程は空けるようにしておきました。そしてその税制改正の日程が別の日になったというのが決まったのが、その2日前ですか、来訪する2日前から3日前にかけて決まったので、2日前にプレスリリースをしたということでございます。私たちもそれまでは、もちろんどこにも口外することができませんので、口外はしなかったということでございまして、決して極秘とか、そういうことでやったわけではありません。沖縄県と常に連携をとりながら、どこで表に出していいのかどうかというのものはかりながら話をさせていただいたということでございます。決して極秘でやったということではないというのは、改めて私のほうからも申し上げたいと思っております。それから宮平議会議員が日程表をもらいに来たんですかね、先ほどの発言の中ですが、多分この2日より以前、プレスリリース、いわゆる広報が、沖縄県が発表する前に資料の請求でいらっしゃったと思っております。ちょっと私は直接絡んでおりませんが、そういったことであれば、大変申しわけないんですが、その時点では渡せないというのが私たちの判断と言えますか、沖縄県からの指示でありますので、そこはぜひ御承知おきいただきたいと思っております。私のほうでは、両輪じゃなくて一輪じゃないかと議員おっしゃいますけれども、できるだけ話せる部分は議長、副議長にはお話をさせていただいているつもりですので、その辺はぜひ勘違いをされないようにしていただければありがたいと思っております。そして要望の内容に関しましても、事前にその辺の調整が来ました。要望に関しては、このプレスリリースができる前にどういう要望があるのか、それに関しては座間味村に来るときにできるだけ回答を準備したいので、事前に送ってほしいという県側の要望もありましたので、これまで私たちが沖縄振興拡大会議であったり、過疎の協議会、あるいは離島の協議会、沖縄県町村会での、あるいは南部離島圏を通じての要望事項をまとめて、これまでやってきたものを合わせて行ったということでございまして、新たなものについては特段私たちは今回はしておりません。その辺もまた御理解をいただきたいと思います。あわせて先ほどの話にもありました、垣花議員の質問にもありましたが、阿嘉、慶留間への交番の設置もちろん最重要課題としてお願いをさせていただいているところでございます。この内容につきまして必要でありましたら、また要望内容とあわせてあちらかの回答については資料は提供できると思いますので、必要であれば話をいただければ私たちのほうで準備をして、その質問の内容についてもお答えをさせていただきたいと思います。また行程についても、私たちが勝手に決めたということでもありませんので、その辺も御理解をいただきたいのと、浄水場の視察、もちろん私たちもほかの現場視察、あるいは学校視察も含めて一緒に同行していますから行っておりますが、その中で、あとで議会議員からの質問があるので余り細かい話はしませんけれども、浄水場のほうはあくまでも県側が現状を見たいと、知事が言っているということで、現場を見に行っただけでありまして、その中での説明は県側がしております。現状をです。説明と言ってもメリットデメリットとかそういう話ではなくて、ここにつくるんだったら、大体この辺につくることになるんでしょうねというような話をしているだけで、そこに私の個人的な、あるいは村長という立場での細かいコメントが知事の耳に入るようなことはありませんし、私もそういう発言はしておりません。大体この辺でしようねという話をしているだけでございます。これも記事も確かにああいうふうに書かれておりますけれども、私たちとしても心外ではあります。行政視察ですから、もっとそれ以外のところ、いわゆる沖縄県知事と座間味村がかかわった部分というのは、浄水場の視察については側にはいましたけれどもかかわっておりません。それ以外のところでの交流というか、子供たちとの交流であったり私たちとの意見交換があったわけですから、私としても新聞にはそういったところをメインに書いてほしかったんですけれども、書き手の問題もあると思います。問題と言うと記者に失礼ですけれども、やっぱりそういった記事になってしまったとは思うんですけれども、今回のメインはあくまでもこれまで私たちがいろいろな場面をお願いをしてきた要望について、改めて意見交換をするという内容で意見交換をさせていただいておりますので、私としても記事にはそういう形で取り上げていただければありがたかったと、あるいは子供た

ちとの交流を取り上げていただければありがたかったと思っております。ですから浄水場問題について細かい意見交換をしたわけでもありませんし、極秘でこれを最後まで極秘を貫いてやってきたというわけでもないということは、最後になりましたがしっかりとお答えをさせていただきます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

最後に確認します。この件は、結局この日程のつくりは全部県側からの要望の形で動いたという捉え方でいいですね。要するに村側じゃなくて、そこだけ1点確認します。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

はい。基本的には日程等に関しては県知事の日程にあわせました。その中で、行政視察については私たちで、例えば交番をつくるんだったらこういう土地がありますよという、私たちからの要望についての視察する場所がある場合には、そこは私たちのほうで組み込んでおりますけれども、浄水場視察、あるいは学校の子供たちの視察等に関しては、知事部局のほうからの強い要望だったというふうに聞いております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

私たち委員としては、やっぱりそれに呼ばれなかったという、あるいはそこに行って、例えばさっきの話に戻りますけれども、阿嘉だったら阿嘉の廃交番の問題、それから阿嘉・慶留間線の問題とか、地元の議員がお願いする、あるいは座間味に来たら座間味の議員がやる。あるいは両方一緒になってというのが他の市町村では行われているケースだというふうに認識しているものですから、そこまできょうはちょっと聞きました。これからいろいろな問題が出てくると思います。それに向けてお互いまたいろいろお話をしながら、進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。これに関しては終わります。

次は通称、武喜屋武ってわかりますか、阿佐区の今団地があるところですね。そこから今本村が管理している加工場、苗畑、それから機械創庫とありますけれども、そこは農道ですか、村道ですか。そこを事業者が、もちろんあそこは隠れポイントです。最近では本村出身じゃない人もたくさんいますけれども、我々小さいときから向こうは星の砂があったり、向こうの岩場だけは違った岩場になったり、それから伝統もぐり、最近ではSUP、カヌー、カヤック。ところがこの前、私行ってきました。私の車は乗用車ですけども、私の車でやっとなんですね。オイルパンも擦れるし、下手したら軽自動車とか軽貨物では今通れません。ただこの事業をしている人たちは結構大きなワンボックスカーを持っていますし、後ろで台車を引っ張っていますから、取ってSUPやカヌーやカヤックを持って行きますけれども、これから先は向こうはいざりのポイントでもあるんですね。向こうに行って、軽自動車でも乗って行って、車をひっくり返したり、故障でもさせたりすると、これもまた住民に対しても申しわけない。それよりも何よりも本村は、さっきから同じことを言いますが、海をメインにしています。SUP事業者、カヤック事業者から、誰ともなしにあの道はどうかならんかということで、何名かから声がかかりました。私、それを見に行くと、阿佐区の区長に言ったら、「これは区長の仕事じゃない、これは村がやるべきだよ」とか言われて、そうですか、せめて周辺の草刈りぐらいはできないかと、それすることによって道もはっきり見えるしということだったんですけども。向こうは本当にさっきから言っているように星の砂、それから岩場、ほかの海岸とちょっと違うんですね。それから右の奥に行くと壕があったり、かつての座間味の歴史を語る意味ではいろいろな隠れ場

があったり、非常に隠れポイントでもあります。さっき言ったように、今ではこの風向きによってはSUP、カヌー、カヤック、全てそこに行きます。かつては私もマイクロバス持ったり、いろいろやりましたが、マイクロバスでも向こうは行けたんですね。ですからそういう面で、ここをどうにか舗装をして、あの小さな駐車場もこじんまりとして、各事業者が、各住民が、あるいはそういう面で隠れポイントであったんですけども、そういうところをきれいに直せないかどうかということで、ちょっとそれをお伺いします。どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今現在の予定といたしましては、工事が出る残土を利用して凹凸の修復は考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

それで持ちそうですか。要するにことは特に雨も多かったし、あれは恐らくこういうことは何回もやってきたと思うんですよ、過去にも。それでいてまたああいう状況になりますから。それで、まず今はこれで対応しようと思っているんですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

はい。今現状にてはそれに対応したいと考えております。舗装の件に関しては、まずあの距離を基本的に舗装するとなりましたら側溝も全部入れないといけない、かなりの予算がかかると考えております。それに伴い測量やそういった費用を入れると、現在、前回の一般質問等でもありました集落内の優先順位をつけた道路の補修等を鑑みると、ユヒナの舗装に関しては優先順位は大分下がるのかなと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

後々、それは今言うように、向こうも事業者からすると非常にいいポイントですから、後々それは強固の物として整備していくという計画はありますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

冒頭にもお話しましたが、現在のところは考えておりません。先ほどお話しましたが、まず優先順位もやりながら集落内の整備。まずはそういった道も、今言うようにお話があるのであれば、私たちもB/C、費用対効果も考えながらその辺は検討はしていく余地はあるのかなと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

何回も同じことを言います。海をメインにしています。ぜひその辺も強固の物にして、崩れないようなものを将来的には舗装していただきたいと思います。これで以上、終わります。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

こんにちは。12月、何かと忙しい時期になってきました。最近ではほかの市町村ですが、議員の不祥事が続いておりまして、我々も気を引き締めて公務をやっていききたいと思います。これはお互いに言えることですから、気をつけていきましょう。まず1点目です、観光ガイドに関する条例の策定についてということで伺いたいと思います。当村では、海を活用した事業所が多いので、大枠の観光ガイドというよりは、主に海域に関する要望事項となります。近年の観光客の増加に伴い、さまざまなアクティビティもふえつつある現状において、資格や免許、許可など法的に問題がなければ今までは誰でも自由に商売を行い、利益を得られる状態ではないかと思われれます。また個人旅行者の海域利用に関しても言えることなんですけれども、今この状態では、小規模の組合のローカルルールなどでは対応がかなり難しく、環境や海域の状況も無視した状態で利用されることもあるため、今後、環境資源への負荷が増すことにより自然破壊が進み、結果として自然も観光業も衰退が懸念されます。先進事例の自治体としては、今竹富町が細かい規則を定めて、来年4月から条例を施行する予定です。もちろん向こうとは規模や内容等の違いはありますけれども、単純に利益目当てだけで島に入り込もうとする、言い方は悪いかもしれませんが、悪徳業者を排除したい。資源の適正利用と環境保全のためにという思いは一緒だと思いますので、竹富町の事例も参考にして、当村でも悪質な事業所やガイドが乱立する前に適正化を図り、規制を定めて条例を制定すべきだと思いますが、そこら辺の見解を伺います。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問についてお答えします。議員のおっしゃったように、近年では本村でもさまざまなアクティビティメニューがふえてきました。観光客にとってはアクティビティメニューが多く、本村においても楽しまれているのも事実だと思います。それに伴い事故についても隣り合わせになっていると考えます。議員のおっしゃいました竹富町において観光案内人条例が9月定例会において可決されました。来年4月から施行となっております。本村でも、村内関係団体と連携を図り議論してまいりたいと思います。条例につきましても、先進自治体や関係機関等の意見を拝聴し、検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

もちろん関係団体との意見交換も当たり前だと思うんですけど、現状ダイビングに関しては各ダイビング協会、阿嘉、慶留間、あと座間味ですね、そこは時間をかけて自主ルールを設定したおかげで、ある程度落ち着いているとは思いますが、シュノーケリングやカヤック、SUPに関しては一部の事業者は組合を組織して資源の適正利用と環境保全のための自主ルールを定めています。しかしそのルールを設定しても、来島して来た、個人的に楽しむときに、そのルールを知らないでとんでもないところでカヤックやSUPを漕いでいたり、また波風など天候の知識がないまま利用して、遠くまで流されたりと、割と頻

繁にある話なんですね。私も船に乗っていますから、実際に救助にかかわったことがあります。つい先月も風にあおられて、フェリーとか高速船の航路でうろたえているSUPを漕いでいる人がいました。そういう波の高い日だったんですけれども、そういう日はフェリーから多分見えにくいと思うんです。非常に危険な状態でした。また別の事例ですと、ことしの夏も突然知らない人が、利益を得ているかどうかはわからないんですけれども、お客さんらしき団体を引き連れて、恐らくこのルールに関係なくですね、関係なくと言うと悪いんですけれども、わからなくてSUPツアーを行っている様子がありました。このように私たちに事前情報がない場合は、私も含めてなんですけれども、地元の事業者同士連絡し合い、電話とかLINEで連絡しあって、きょうのあの人は誰なんだと、情報交換を取り合っているんですけども。その現場で、お互いにお客さんを連れている状況で、そのガイドにルールの説明ができないんですよ。もう時間もないですしお客さんも連れている状況では。こうなると間違ったら大きなトラブルに発展する可能性もあるので、そこはちょっと考えていかないといけないところではないかなと思っています。もう一つ、これもことしなんですけれども、これは無人島への渡船で、知らない船が、明らかにお客さんと思われるグループを連れて、何の説明もなくポンと無人島に下ろしてそそくさと去っていく、そういうことが何度かあったので、ちょっと我慢したんですけれども、たまりかねて船頭さんに声をかけて、お客さんを下ろす前にはちゃんと流れ、また時間帯の状況などを、ちゃんと注意事項を伝えて下ろすようにと説明はしたんですけれども。本当は許可を持っているかどうかチェックしたいぐらいだったんですが、それはやっぱりできないですね。下ろしたお客さんがとても心配になったこともあったんですけれども。これに関しては、カヤックツアーでもどこのショップかわからない、同じようなことがあったようです。どちらの事例も、結局阿嘉島から来たと聞いています。聞いたことのないような事業者でしたので、こんな感じで同じ村にいらながらどこの誰かもわからないこともふえてきています。それだと島外から入って来て、もうわからないです。事故や環境破壊があっても、本当におかしくない状態なんですね。ちなみに今事例を幾つか挙げましたが、こういう情報とか報告が行政にあったことはありますか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

報告等はないです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

海域に関しては、漁協の管理がほとんどだと思うんですけれども。事業所としても漁協にかかわっていない人もいますし、漁協だけではわからないというか、こういうときに行政に対してもちょっと話をしたいとか、相談したいということが多々あると思いますので、そこら辺のフォローもぜひ考えながらやっていただきたいと思います。当村ではほとんどが個人事業所で、彼らの中では島で骨をうずめるつもりで生活している方々がほとんどです。御承知のとおり、彼らはビーチクリーンとかさまざまなボランティア活動も行って、村の行事に参加するなど、地域の貢献度もかなり高く積極的に行っています。そのような地元の事業者を守り、また自然環境の過剰利用が行われないようにするためにも、我々も一緒に考えていくべきではないでしょうか。まず課長がさっきおっしゃったように、関係団体とも調整をしながら連携して、ぜひこの話は進めていければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

2点目です。観光地のバリアフリーについてなんですけれども、その前に私の質問事項のバリアフリーについてと書いてあるものを、バリアフリー化についてに訂正していただければと思います。バリアフリー化

については、執行部の皆さんも長年の課題として念頭に置かれているとは思いますが、全国では既に20カ所以上、県内では数カ所のバリアフリー対応のビーチがあります。沖縄県では平成19年に、誰にでもやさしく誰もが生き生きと観光を楽しめる環境づくりを推進しますということで、沖縄観光バリアフリー宣言を行いました。ただ個人的には、まだまだ足りないような感じがします。私も身内に車椅子の人がいて、もう二十数年車椅子なんですけど、本当に連れて行くところが少ないんですよね、寂しい限りです本当に。当村でも、定期船のバリアフリー対応をもっと活用していただき、またさつき太郎議員からもあったように北岸、港との調整もあると思うんですけども、できるだけ多くの障害者を誘致できるぐらいの観光地にしていただきたいのですが、現地点で今後どのような対応ができそうか。またこのような話題がどこまでなされているのか伺います。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問についてお答えします。宮平議員が御質問のとおり、お体が不自由な方でも座間味村を満喫していただくことは必要だと考えております。本村においては定期船のみならず公共施設のトイレ、庁舎に関しましてはバリアフリー対応の設計となっておりますが、展望台においては近年完成した、環境省が建設管理して行っている展望台以外は対応ができていない状態です。障害者にもやさしい環境づくりに努めていく所存です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

自然を崩してまで、環境を崩してまでバリアフリー化するというのも、誰も求めている話だとは思いますが、現状に何かを足すかつくりなおして活用することが大事だと思います。高月山もあんな感じで階段の多いところで、とてもじゃないけれども車椅子の方々が行けない場所があります。ただ途中途中、やっぱりきれいに見れる場所があるので、番所のところも。そういうところを車の中からでもきれいな景色が見えるところをどうにか工夫したり、そういうところもぜひ考えていただければと思います。今回この質問事項を取り上げたのは、実は下半身に障害があり、車椅子を利用していらっしゃる観光客と話す機会があったんですけども、毎年グループでいらっしゃる車椅子のお客さんもいるんですけども、初めて家族で御来島いただいた車椅子を利用したお父さんとの会話で、かなり心を打たれまして、彼らは決して愚痴ととれるような言い方はしないんですよね。「ここの島に、離島に来れるだけでもありがたいです」と、「船もバリアフリーにさせていただいてね」と、そういう言い方なんです。そういう会話をしている中で、私もいろいろなことを聞きたくなくて、失礼は承知だったんですけども、ここでどんな遊びができてどんなふう楽しめたかと聞いてみたんですけども、「海岸線から海を見ただけでした」という答えがあって、「車椅子だと制限がありますからね」という謙虚なコメントでした。冒頭にも申し上げましたが、船舶関連はバリアフリー化して新造船ももちろんそういうふうになると思うんですけども、できるだけ車椅子の重量の、多分今150キログラムですか、それも200キログラムとかそこまで上げていただければと思います。庁舎も含めて、今後のハード事業の面に関しても当たり前バリアフリー化になると思います。ただ残念ながら民間の宿泊施設のバリアフリー化は数件しかなくて、まだまだ足りない状況だと思います。その宿泊施設の業者も、多少は気にしている方もいらっしゃると思うんですけども、そのようなバリアフリー関連の、例えば補助金とかそういう制度の話とか、資料配付とか説明会とか、そういうバリアフリーに関してのことを過去に行ったことがありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

それでは私のほうで答えさせていただきます。今の御質問ですが、観光事業者に対してバリアフリー化についての補助事業のメニューについての相談を受けたことは今までございませんし、そういう説明会を開催したこともございません。

○ 議長（中村秀克）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

行政ができるかできないかという部分もあると思うんですけども、ちょっとそこら辺も、私も商工会に聞きながらいろいろ調査していきたいと思いますので、もし行政のほうから何かアイデアがありましたらぜひ民間のお手伝いというか、そういうことができればと思いますのでよろしくお願いします。

あと情報として、沖縄本島では車椅子ユーザーが乗り込めるスロープ付きの車や電動アシストシートの車など、いわゆる福祉車両のレンタカーがありますので、年々その台数もふえているようです。それがあれば、フェリーで積み込んで、簡単に来れると思います。ここにそういうバスとかレンタカーがなくても向こうから簡単に来れるということで。事前の案内もしてお勧めしやすいと思いますので、そこら辺も観光協会とか商工会とも情報を共有しながらやっていければと思います。あとビーチに敷くことで、車椅子やベビーカーでもタイヤが砂に埋もれず移動が楽になるモビマット、そのの業者の回し者ではないんですけども、ちょっと検索してくださいね、モビマットかなりいい感じです。設置と撤去が簡単なマットです。砂浜に敷いて、必要なときに敷いて、台風時とかはすぐに撤去できるようなマットです。あとビーチとか砂浜とか海でも両用で乗れる車椅子、ダンディーズというバギーに近いような感じの車椅子。タイヤが大きくて空気が入っているような、ごらんになったこともある方もいらっしゃると思うんですけども、そういうものもあります。そういうダンディーズとかというのは、ハワイでは2時間無料で貸し出したりとか、そういうときには付き添いの方がもちろんいて、自己責任でというレンタルにはなると思うんですけども、そういうのもあるのでぜひ調べていただきたいです。そういうのも古座間味ビーチは、かなりビーチまで勾配がきついので、阿真ビーチだったら早期に実現できそうな感じはすると思います。パツと敷いてたたんでできると思います。島の車椅子のおじいおばあたちにも、ぜひ久しぶりに海に入ってもらえるようなこともできると思いますので、ぜひ来シーズンまでには検討していただきたいと思います。私からは以上です。

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これで午前の会議を閉じます。午後1時30分からです。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。1 番 宮平議治議員。

○ 1 番（宮平議治議員）

午後もよろしくお願いします。後ろには島の後輩が勉強、傍聴しに来ているとわかれば私も午前中で終わりがたったのですが、笑われないようにしっかりと頑張りたいと思います。よろしくお願いします。私のほ

うからは4点ほどお聞きしたいと思います。まず初めに離島フェアについてですが、毎年沖縄本島において離島フェアが開催されておりますが、本村からも出店があります。過去には五、六店舗、本村からも出店業者がいましたが、近年は1業者、ざまみ漁協ぐらいの出店となっております。その漁協に関しては、毎年しっかりと商品を提供し、毎年新たな商品開発も含め実績を積み上げてきているのかなと思いますが、離島フェアに関して、村からの何らかの支援だったり呼びかけ等はどのように行っているのかお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問についてお答えします。本村からの離島フェアにおける出店の募集については、村ホームページや村の掲示板等へ募集のお知らせで募集を行っております。過去に出店していただいた事業者にも声かけをしているところです。引き続き関係機関にも声かけをし、より多くの事業者が村の魅力をピーアールできるように検討してまいります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

今、課長の答弁にもありましたが、呼びかけ等を行っているそうなんです、やはりよその市町村に比べて本村は皆さんも感じていると思いますが、年々寂しい状況になっていると、村として考えた場合にはちょっと寂しいのかなと思っています。やはりこの離島フェアに関しては多くの県民も含め、それを目当てに多くの来場者、観光客も訪れていると思います。その上で村を観光だけではなく、海だけではなく、ほかの産業も含めて島のよさを発信できる絶好の場だと思います。それと関連してですが、村の毎年2月から3月にかけて、村の産業まつりが開催されますが、年々離島フェアの出店業者も含めて、村の新たな産業、一次産業がメインですが、その辺をしっかりと形にしていくためにも、産業まつりもしっかり見直すことから始めたら、少しずつ形になっていくのかなと私は考えています。私の案なんです、毎年村の産業まつりですが、多くの賞があります。村長賞を初め議長賞、商工会長賞、農業委員会会長賞ほか多数の賞がありますが、その賞をあげて終わりではなくて、何らかの発展性を持たせるために、例えば村長賞だったり商工会長賞をあげる際に、この商品がしっかりと商品化につながるような仕組みと言いますか、つながるような形がつかれないのかなと考えています。例えば村長賞をもらった商品に関して、そこでは加工品になると思うのですが、今後村の特産品として開発可能な商品に対して、例えば村長賞をあげるとします。それに対してしっかりと今度離島フェアに商品として出店できる、最低限の支援、金銭、予算も含めての支援をすることによって、一つずつ村の特産品の形と言いますか、一個一個積み上げていくことがもしかしたらできるのかなと思っているのですが、その辺いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今、宮平譲治議員からありましたように、個人的にはとてもすばらしい案かと思います。今年度もまだ産業まつりにつきましては開催するまでの期間がありますので、そういった今のアイデアをこちらのほうでもどういった方法で入れられるのか模索しながら、年を越した2月の産業まつりには工夫して取り入れていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

ぜひいい形で、産業まつりが開かれる前にいろいろな議論をして、これまでできなかった新しい形ができればいいのかなと思っております。私も農業委員の立場からしても、ちゃんと農産物をつくって出店しないといけないという立場ですが、なかなか畑に足を運ぶことができないような状況になっていますので、私から本当は一緒になって頑張らないといけない立場ですが、余り大きなことは言えませんが、村長も今は忙しいと思いますが、土いじりが大好きだと思います。できれば暇を見つけて畑に行きたくてうずうずしていると思いますが、やっぱり観光だけではない、新しい産業と言いますが、一次産業もしっかりと村の形になることによって、村の大きな力になっていくと思います。一度にたくさんのことはできないと思いますので、一個一個積み上げていって、他の市町村に見劣りしないような村の力を発信できる仕組みができればと思っています。お互い、しっかりといい形ができるような話し合いができればと思っていますので、よろしくお願いします。村長から何か一言。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提言ありがとうございます。座間味村、なかなか一次産業が、漁業協同組合には一生懸命頑張っていたいてありますが、特に農業部門での活性化がなかなか図れない状況があるというのは、私も重々承知をしております。これまでも宮平譲治議員ともいろいろな形で意見交換をさせていただいたところです。ありがたいことに座間味村は観光産業が非常に活性化をしまいいりまして、平成24年に6万9,000人までに落ち込んだ観光客が今では年間10万人前後の観光客が来るようになりました。観光客から座間味村に対する魅力というのは、やはり自然環境だと思いますが、これだけ観光のほうがある程度成熟してきますと、次に観光客が求めてくるのは何かといいますとお土産であったり、食ということになろうかと思っています。そういったところも含めて、さらに座間味村が観光地として今まで以上に認知される、あるいは今まで以上にいい観光地だと認識されるためには、一次産業の活性化、食、あるいはお土産品等を含めた一次産業、二次産業、三次産業、合わせて6次産業とも言いますが、そういったところの活性化が必要になってくると私も思っておりますので、観光振興をしっかりとやりながらも一次産業あるいは二次産業についても、こういった形で活性化をさせていくのか、しっかりと議論をさせていただきたいと思ひますし、そのきっかけづくりとして離島フェアであったり本村の産業まつりをしっかりと活用できるような環境づくりも合わせてやっていきたいと思ひます。逆に私のほうからお願いですが、宮平譲治議員も非常に農業に関しては見識が高いものですから、しっかりとその辺のお知恵も私たちに拝借させていただければありがたいと思ひっておりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

ぜひいい形が築ければと思っていますので、よろしくお願いします。私が議員になろうと思ったきっかけの一つが、一次産業の振興を掲げていますが、恐らく私が議員になって、年々農業は衰退していつているのかと思っています。その辺も含めて、私も頑張らないと、自分の今の議員の立場もないのかなと思っています。またことし新しく松田産業振興課長にかわりましたが、大変熱い方だと思いますが、松田課長から一言、農業をこれから何か考えがありましたらお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

4月から異動してきてまして、産業振興部門についております。やはり議会議員がお話したとおり、まず農業を初め水産業、そういったたくさんの第一次産業もある中、現在座間味村内にはイノシシ問題等も出ております。その中でまたイノシシの駆除、また今言うように駆除もありながら、今度は畑を守る、そういったところも考えながら新年度予算には反映させて、今お話がありましたように産業まつりもどうにか離島フェアにつなげられるような仕組みづくりを構築して、上のほうと調整をしながら、来年の産業まつりに挑んでいけたらと考えておりますのでよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平議会議員。

○ 1 番（宮平議会議員）

ぜひ松田課長には、村長のほうがしっかりと長期的に農業の計画を考えられるように、5年、10年、できれば産業振興課長として頑張っていただいて、10年後にはしっかりと村の一次産業が形になっているような、しっかりと腰を据えた働きができるように、ぜひよろしくお願いします。1つ目の質問については以上です。

次に、本村の保育園事業についてお伺いします。座間味偕生園内に開設された保育園の体制と、現在の利用状況についてお伺いします。今どのような、入所も始まって動いていると思いますが、今どのような状況なのかをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。11月1日に開設しました保育所につきましては、園長はじめ職員の保育士2名、そのほか臨時の職員としまして子育て支援員4名の体制となっております。利用状況につきましては、定員5名に対し5名の園児を預かっていると聞いております。またそのほかに、定員外であります、一定の条件のもと一時預かり保育も実施していると聞いております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平議会議員。

○ 1 番（宮平議会議員）

この定数に関しては、私のほうにも多くの子育てしている親御さんから、まだまだ相談等が来ているのが現状です。定数も含めて、村の財政事情だったりいろいろあるのかもしれませんが、親御さんはまだ、今の偕生園で行っている体制に関して、多少まだ不満を持っていると私は思っています。その辺も含めて、子育てとはどうあるべきなのかとか、もう少しこれまで子育てを経験してきた方の話だったり、専門家の話だったりを含め、逆にもう少し話し合う場をつくることで、その辺の不満だったり不安だったり解消されるのかなと思っているのですが、その辺もしかたしているのかもしれませんが、今現状を、定数を上げることを考えると、そうしてほしいという要望がありますが、子育てとはこうあるべきだということをしっかりと今のお母さま方に伝えることで、何らかの解決につながるのかなと思っておりますが、その辺も含めて何かありましたらお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

我々としましても、当初立ち上げ時に地域型保育ということで、小規模の、小さな保育所になるというこ

とを見込んで開園させていただきました。やはりそこで預けられないお子様も出てくるということで、同時に、今回の先決でも出させていただきましたが、ファミリーサポートセンターということで、資格を取った方が子供さんをお預かりするという制度も11月1日、同時に並行して我々もこういったお母さん方の不安を少しでも払拭できるようにということで対応させていただいております。しかしながらこれまで無認可の保育所に近い預かり状況の中で、認可という縛りのある保育に変わったことで戸惑いのあるお母さんもいるということです、この声も我々も一方的に情報だけ流すのではなくて、また声も拾えるように、今子育てプランも作成しておりますので、その中でまた意見も拝聴できるようにして、よりより保育、子育てできるような環境に努めさせていただきと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今、村で子育てをしている方の環境、自分で育った地元を離れ本村に移り住んで、子育てする上でその方たちの親もいない中、一対一で子育てをする環境だと思います。その中で24時間、3歳児までの間はしっかりと親の元で愛情をもって育てることがいいのか、それぞれ個人差はあると思いますが、もう一つの考えでは、核家族化が進む中、親もいて、おばあちゃんおじいちゃんもいて、家にいて大人数で子育てするという形が今はとれない状況だと思います。お母さんと子供、一対一で24時間、四六時中子供と向き合うことにより、時にはストレスを感じることもあるだろうし、それが育児ノイローゼ等につながることもあるのかなと思っています。その辺も含めて、少しでも預かれる、一時でも、少しの時間でもどこかに預けて、子供と距離を置く時間をつくることによって、また子供と向き合うときにはより深い愛情にもつながっていくのかなと思います。その辺も含めて、もっと話し合いの場をもって、お母さんたちのストレスを和らげるような、話すことだけでもそういうことにつながると思います。今課長が言いましたファミリーサポートセンターというの、しっかりと周知して、これをうまく活用できるような仕組みに、予算づけしたから、そういう項目を設けているからじゃなくて、これがしっかりと現実形になるような取り組みにつながっていくような形ができればと思っていますのでよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御意見、大変真摯に受けとめたいと思います。今回できている認可の保育所のほうは、どうしても子供を育てることが困難な保護者に対しての保育所となっております。先ほど課長が申しましたように、無認可保育所とは違って一定の条件が満たされなければ保育所に入所できないということになっております。ただですね、今おっしゃいました、例えば子育てに不安を感じている方、言い方は悪いんですけども育児に非常に悩んでいらっしゃる方のために、一時的にお預かりすることも可能な施設となっております。その場合、もちろん定員のこともございますが、それも考慮しながら一時預かりも可能ということです、その辺の広報は必要だと思っています。さらにファミリーサポートセンター、11月から開始しております、現在利用者もおります。ただ誰でも預かれるということではなく、支援員の研修を受けた者しか預かれませんが、その辺も登録されている方をさらにブラッシュアップしながら研修をふやして、利用者のほうもふやすようにもしていきたいと思っています。先ほどおっしゃったように、3歳までは自分の手元においてしっかりと子供を見ていくのが、私も子育てをした経験の中から必要だと思っています。ただ仕方なく子供を預けていかないといけない状況も考えながら、あと預かれない御父兄の方の不安を解消する観点から、子育てのサークルですね、以前月曜日の午前中、保健指導所のほうで集いの広場というのを開催してお

りました。そのような形で子育てサークルの支援も考えながら、子育て支援のほうに力を注いでいきたいと思いますので、どうぞ御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

よくわかりました。村長のほうも公約のほうで、公約と言いますか施政方針の中でも、安心して子供を産み育てる環境づくりというのも公約の中で位置づけてもいます。そういう環境をつくることによって、村がいつまでも維持できる形をつくることは、人口をしっかりと維持していくことだと思っています。その辺も含めて子育てをいい環境でできるということは、その辺にもつながると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。村長からも一言何か。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

安心して子供を産み育てることができる自治体、環境づくりというのはとても大切なことだと思ひまして、私も公約の中で訴えさせていただいているところでございます。子育て環境につきまして、軽く振り返ってみますと、保育所がない時代は、まずは座間味村教育委員会のほうで幼稚園を立ち上げておりますが、大体の自治体が沖縄の場合2年保育となっているところを、20年以上前から、30年ぐらいますか、3年保育をまずさせていただいて、できるだけそういう環境をよくしようということで、始まったところがまず最初だと思っております。それからいろいろありまして無認可保育園ができましたが、これは行政指導が入りまして、やっぱりやってはいけないということでございましたので、行政のほうで何かお手伝いができないかということで今回認可保育園を立ち上げ、さらにそこが大きい所帯ではないものですから、教育委員会においては幼稚園で延長保育をするということで、この両方が11月から始まっております。先ほどの答弁ともかぶるかもしれませんが、当初こういう保育所をつくるに当たって、多くの親御さんにアンケートを出させていただいた結果、保育所ができれば預けたいという人が当時14名ほどいたと認識をしております。その中で、14名いらっしゃるの、できたらもちろん私どもとしても14名預かれれば一番いい施設ができるんですが、認可保育所となりますと県の認可を受けながら補助金をもらって運営をするわけです。ということは、先ほど話があったようにある程度の網がかかってきます。誰でも入れられるということではないということでございまして、その14名ぐらいの家庭の状況を精査をした結果、新しい保育所をつくるに当たっては4人ぐらしか該当しないだろうということになりました。ですから5人以内の保育所、10人以内の保育所とありますけれども、10人以内の保育所になりますとスタッフの数、あるいは施設の面積等も含めてなかなかハードルが高い。それでもそれだけの数がいればやるべきだとは思ったんですが、4名しかない。現実、今でも4名の子供しか受け入れられる状況にないと言いますか、受け入れられる環境にあるのは4名だけであるということも考えますと、5名の保育所でいたし方ないのかなというところでございます。そのサポートとして、先ほどから話がありますファミリーサポートを立ち上げて、今回予算も計上させていただいておりますが、そういった形で認可保育園に入れない子供たちのサポート、そして親御さんのサポートをする体制を整えていこうというのが私たちの考えでございます。これをしっかりとやっていくことで、これからも子育て支援をしていくんですが、先ほど副村長からあったように新たな、昔やっていたサークルをもう一回つくるんだというのも大切だし、私どもには今職員として2人の保健師がおりますので、保健師を活用したいろいろな子育てに関する支援事業も何個かございますから、そういったところでいろいろなコミュニケーションを図りながら、私たち座間味村にとって何が必要なのか、行政で何ができるのかと

いうのはしっかりとやっていきたいと考えております。これからも高齢者福祉を初め各種福祉策をしっかりとやっていくことで、住み心地のいい村づくりになると考えておりますので、しっかりと取り組んでまいります。議員の皆様方の御協力も合わせてお願いをして、私からの答弁とさせていただきます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

よくわかりました。私が言うまでもなく行政側も、子育て支援に関してはしっかりと、他の市町村に比べたらしかならば本村のほうがしっかりと取り組んでいるのかなというような気もしますが、ファミリーサポートセンターという事業も含め、幼稚園のほうでは延長保育もスタートしたと聞いております。その辺も含めてしっかりとした形ができてきていると思います。ただもう少し子育てしている方たちに、それが理解できるような話し合いの場がもう少しあればなと思っています。その辺のほうをよろしく願います。この件に関しては以上です。

次に3つ目の質問ですが、阿真地区の道路整備についてお伺いします。阿真地区において職員宿舎を含め幾つかの事業整備が進められていますが、道路整備についてですが、新聞報道等も含め地域への理解が得られていないような部分があるのかなと思っています。私のほうにも幾つか相談があったりします。その辺も含めて、地域への理解も含めて、どのような形になっているのかどうかをお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

お答えします。まず阿真地区道路整備に関して、新聞報道により、村民並びに関係機関、農業委員会を初め議会の皆様に御心配をおかけしたことをおわび申し上げます。申しわけございませんでした。まずキャンプ場の道路整備の経緯について御説明いたします。従来のキャンプ場駐車場から旧阿真公民館まで、私有地を通る形で道路として利用されていましたが、一部の地権者から借地について異議が出たため、路線の変更を村として考えておりました。平成29年度に村が現在道路整備を行っている周辺の土地を購入し、住宅等の整備を行う上で新たな道路計画が必要となったため、道路及び上下水道の測量設計の結果を踏まえ、素案を作成し、平成30年度の阿真区の総会において説明を行っております。新聞報道にあります、字有地の同意を得ずに舗装した件につきましては、字有地の手前でとめてしまうと集落へのアクセスがなくなるために、一部草等を伐採しました。そのついでに周りからごみ等も出てきたものですから、それがちょっとみずばらしいということで、村としては安易にそこ全体を整備してしまったのが、今問題になっている経緯となっております。本来でしたら、農地法におきましては、農地の転用許可については、農地法第4条に許可を要しない場合の中に、道路、河川等、土地収用法第3号に掲げる施設などは許可が不要となっておりますが、農業委員会において事前に調査を行うべきとなっております。私自身、農業委員会の会長から事務局長も併任していますが、やはり農業委員会に対しては軽率な行動だったと考えております。今後はそういった行政事務を適正に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

今朝なんですが、住民はまだ不満を持っていると思っています。今朝、阿真区のほうから農業委員会宛てに、昨日付で文書を出してきたから、これちょっと目を通してということでこのようなものをもらったんですが、これには目を通していますか。ここにも書いていますように、阿真区有地の農地の開発についてとい

うことで、まだまだ住民はこの問題について納得していない部分があると思います。中には過去にも阿真区に関しては、農業委員会等においていろいろ指導等、その地区の方に指導等を行った経緯もあります。その辺も含めて、村がこのような形をとるなら、何も今後農地の使用に関してはいちいち村に届ける必要もなくなるんじゃないのという言い方もされましたので、その辺も含めて今後しっかりとこの辺は、指導する立場ですので、順番を間違えると今後この農地の利用に関して、今後おかしな、指導できない立場になってくると思います。今課長からもしっかりと謝罪というかありましたが、このような形が二度と起きないようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

先日、阿真区のほうからそういった質問状が来ているのは確かでございます。しかしながらその回答につきましては、現在執行機関である農業委員会の会長等と相談しながら、また逆に村に対してどういった対応をするのか、また区民に対してどういった説明をするのか、その辺は執行部のほうで考えながら、また農業委員会としては農業委員会の会長と農業委員の皆様とお話をしながら、村にどういったことを提言するか、それも考えながら私の場合農業委員会の事務局長と産業振興課長と両方あるものですから、その辺をまた見極めてしっかりと適正に対応していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。ここまでの騒動になった経緯について、幾つかあるのだらうと思うのですが、地主への説明等を含めてなのだと思います。あと一つに、道路の配置も含めて隣接地主にはどのような、しっかりと説明がいつているのかどうか。説明した上で道の配置になったのかどうかお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

先ほども申しましたように、平成30年度の阿真区の総会では素案ということで出させていただいております。その中で、今道路に隣接する地権者がいたかどうか、全員いたかどうかは確認はできていないのが現状であります。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

この平面図を見ながらお聞きしていきたいと思うのですが、この道路に面した地権者は、まず座間味村役場で、この図で左側の薄い緑の斜線が座間味村所有の土地です。この道の入り口側と出口側が阿真区の土地となっています。上のほうから緑の縦の線が阿真区住民の土地、その隣も阿真区住民の土地があるんですが、この隣接している土地が9筆あると思うのですが、我々恐らく議員も、阿真区民もですが、最初にこの案が

出た際に、一旦説明会で配られてすぐ回収されたと思います、我々議員も含めて。今、前回の5日の農業委員会で私はこの資料をいただいて、今回は回収されずにいただいたのでじっくりと目を通すことができたのですが、これをじっくり見ますと、この中にも住民の不安をあおるような道の配置になっているんじゃないのかと私は思っているのですが。まず上のほうのピンクに色塗りされた場所が阿真区の土地で、そもそもそこを阿真区に説明もなくアスファルトが敷かれたということで、今の形になっていると思います。その下の道路が黒っぽくなっているところに関しては、どのような、村が借りているのか、買い取ったのか、どういう形なんですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今、現在に関してはこれは個人有地になっているので、借地している状況であります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

今の土地に関しては、大きく東西に道を横断しているので、土地の間を横切って道ができていますが、その上の緑の縦の斜線の部分は、道路に点でしか交わっていません。その下、赤い斜線、横の斜線の部分も道路には点でしか交わっていません。その下、白塗り、何も塗られていない場所も、ここは間に字区有地の駐車場ということですが、道路には点でしか交わっていません。またその上の白塗り、番号が打たれた駐車場の上にも一筆あるのですが、そこも道路には面していない。道路に面している土地は、村が買い取った財産である土地と、青の縦の斜線の一筆のみですが、この辺は各地主に承諾の上、このような形になったのかどうかお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

各地主におきましては、個別にですが説明はしております。全体ではなくて個別に、こういうふうに道路を計画しているということで、実際にこの道路の路線の形なんですが、まず計画といたしましては、今譲治議員がお配りした一番右の緑側の大きい土地、そこも個人地主となっております。まず基本的には個人有地を極力省こうということで、その2の緑の線の土地の境界からスタートして路線をつくった形となって、それに伴い道路のカーブの構造とか、そういったものを考慮して、また村の用地も考えながら、いかに個人有地を使わないで道路とするかということで、このような設計となっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

これはあくまでも道、ここに住む方々が平等にと言いますか、公平にこの道を利用できるような形が理想だと思うのですが、このような形で点で交わってしまいますと、本来はここからの出入りが、隣近所が塀をつくると、道への出入りができない状況に。今はこれからこの辺一帯、いろいろ建っていくと思いますが、今後道への進入路がなくなるような形になって、この近隣の地主には、平等に道の利用価値、恩恵がなくなると思うのですがいかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

まず今議治議員のおっしゃっていることの確認なんですが、この図面を見ますと150番地の地権者ということでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平議治議員。

○ 1番（宮平議治議員）

ちょっと老眼で数字が見えないんですけども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

図で先ほどお話しました緑の線を引かれた敷地、その次の赤い敷地、その次の赤い横の敷地の地権者の話ということでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平議治議員。

○ 1番（宮平議治議員）

一番上の緑の縦の斜線も点でしか交わっていません。その次は道路を横断しているので、道とは面しています。その下、赤い斜線は、もともと点でしか交わっていません。その下、現在パーラーがある位置なんです、そこも実際にと言いますか、道として接しているかとなった場合には、間に駐車場として舗装されている場所があって、道に関しては点でしか交わっていない。駐車場があってその上の場所、白塗りの場所、何も塗られていない場所も道路には面していない。真ん中のほうの赤い横の斜線部分は、点でしか交わっていないので、村有地を買うことによって、道路に出入りすることができたということになると思うのですが、もともとこの道路の配置では、村を別としたらこの5筆、この道路に面している地権者には道路に出入りすることができないような道の配置になっていると思うのですが。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

まずは今確認した、要はキャンプ場側の入り口のほうなんですが、今現在線を引いて茶色い部分、白い部分とありますが、ここは区有地となっていて、村がもともとキャンプ場用地から、もうずっと前からここを借りているのが現状であります。それを整備したので、今までの駐車場が半分なくなることから線を引いて、きれいにキャンプ場の駐車場として置こうというのが現状でありますので、その数字が打たれている14番から18番の上の地権者等からも、そういった話がありますが、これは今後地権者がそういった計画があるのならば、それはそれで区のほうと調整して、また区が役場と調整して、それを借地の部分を外すか外さないかはその辺で決定していただいた上で、区とまた村のほうで調整するのが必要なかなと思っております。その下に関しても同様でありますし、もともと駐車場ナンバーの10番から13番、19番から20番のところも、その茶色い部分ももともとキャンプ場用地で一括借地しているのが現状であります。そのそ

ばのもともとの道路がありますが、その地権者から異議が出たので、その路線をやむなく変更することになったということでございます。またそれに関しても上の地権者と同様で、そういった進入用が必要と思うのでしたら、まずは私たちも地権者にはお話しますが、一回区のほうと相談して、また区の皆さんがそれを同意を得るなら、その村との契約している一部を解除するとか、そういった方法が考えられると思います。この道路図面に関しては、一番右側の緑線、そちらに関してはこちらの道路から行き来はできないわけではなく、右上のほう、公民館付近のほうは全て空いているものですから、そちらのほうから行き来は可能なかなと。また反対側の本集落の道にも隣接していますので、全く道路がないということではないと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

この道路を基準にして考えた場合の話なんですけど、点で交わっていない部分に関して、赤の横の斜線の部分は点でしか交わっていないので、村のほうから下の小さな三角部分を買わないと侵入できませんよということで買ったと聞いております。その下の青い縦の斜線に関しては、道路をまたいで反対側に小さな赤い斜線が見えますが、そこはどのような形になっているのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

これは赤い縦の斜線、今個人の方に売買したその下との代替えで交代しております。上の潰れ地になっているところと、その旧道と新しい道の三角になっている青い部分と下の部分、20番の側、そちらのほうを代替えして道を譲ってもらっているというのが現状です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

これは村有地だったと思うのですが、その辺の村の財産ですよ。それを交代するにしても我々議員も含めて何か説明があったのか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今回のこの財産のやりとりについては、議会の議決であります、議決に諮るべき平米数ではなかったものですから、議会の議決事項には出していないのが現状であります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。私が言いたいのは、こういう一部は潰れ地を村の土地と相殺しているわけですよ。ほかにもそういう形がとれなかったのかどうか。一部は何らお金もかけなく、土地を移動することによっておさまった土地もあれば、一部は点で交わっているから買わないといけないことになったというのは、考え方としてもうちよっと同じように、平等に道に面するべきではなかったのかなと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

ただいまの議員の件につきましては、宮平譲治議員が申したことはごもっともなことであります。しかしながら我々も、要は一番の目的は村有地を使おうと。個人有地の潰れ地を極力なくそうという形、プラス完全になくそうとしたら、個人有地に隣接するように、急角度、急カーブになってしまう。やはり事故とかが起きやすい現状が考えられることから、それでも最大限にやった案となっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

もともとこの土地がこのような形になった背景に、どこの誰かはわからないというか、島の地主から買われて、どういう方向に進むか、どういう開発がされるかわからないという形で村が村のものとして買い戻せるんだっただけという形で議会の承認を得て村の財産となったと思います。今の流れは、村が買い戻せなかったらどのような開発になったかわかりませんが、結果、住民が満足するような説明もない、住民の思いが反映されていないような形だから、このようなマスコミ等にも取り上げられるような結果になっているのかなと思います。もともと村の土地としてあったわけではないので、もう少しみんなの意見が反映されるようないいまちづくり、地域づくりができなかったのかなと思うのですがいかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

初めの答弁でも申し上げましたように、私たちは平成30年度に素案として区の総会では見せました。それは確かに御指摘のとおり素案という形で案の段階で、決定したのを再度説明した事実はございません。そういうところで住民とのコンセンサスがとられていなかったのかなというのはこちらでも承知しております。今後先ほどの農業委員会宛てにきた文書も踏まえ、区民と会話をしながら適切に今後は対応していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

最近いろいろとマスコミも巻き込んだいろいろな、行政と住民とのトラブルというかいろいろありますが、こういう形につながるのもやはり話し合い不足なのかなと思っております。素案だろうが、案ですよという形で、これが決定じゃないですよという形で、いちいち回収しないで、我々議員も含めて、これを住民にも議員にもこの資料を与えていたら、これが決定じゃないにしろ、ここはこうしたほうがいいんじゃない、ああしたほうがいいんじゃないとこの図面を見ながら、もっとお互いでもっといい案が出てきた、お互い文句を言わないような案が出てきたのかなと思っているのですが。我々議員に対しても配った後、回収されたとは思っているのですが。せめて議員にもこの資料を渡して、案ではあるが、ちょっと目を通していてくれとそのときに渡していれば、じっくり我々もこの図面を見ながら、担当課だったり地域の方と、案として上がってきているがここはこういうのをつくったほうがいいんじゃない、ああいうのがいいんじゃないという形で、いい形で、疑うわけじゃないんですが、じっくり見られたら困るような、隠したい部分があったのかなと疑われてもおかしくないと思うのですが、そうは思いたくないのですが、次からこういうことが起きないような、ちゃんと急ぐこともないと思いますので、じっくり話し合う機会をもっと持つべきだと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今お話ししたように、まず一つ私たちもそういった説明不足だったのはおわび申し上げます。まず回収した理由といたしまして、そのときに渡した図面等は、個人の地権者の名前が入っていました。そういった観点から、やはりこの情報が村が配布して、地権者の名前まで載っているものですから、やはりそういったことを考慮して回収した経緯となっております。しかしながら決して再配布すれば問題なかったというところで、やはりその辺は配慮に欠けていたというところは、再度おわび申し上げたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

きのうですか、阿真区からも農業委員会宛てに文書が届いた件もあります。まだこの問題はしっかりと話し合う必要があると思っていますので、ちゃんと住民の理解を得ていい形が築けるようにしてほしいと思っていますのでよろしくお願いします。結局議員にも、我々に対してもしっかりと説明がないので、住民から聞かれた場合に我々は答えようがない。行政側の逃げ口実というか、議員にはしっかりと説明しました、議員の同意は得ていますという形を、せめて我々に対してとることができれば、ある意味私たちが、我々議員が住民に対して説明責任をする必要が起きてくると思います。その辺も含めて、せめて我々にはしっかりと話し合いの場、説明してくれたらなと思っています。行政がつつかれるのを我々は見たくもないし、我々が住民からたたかれるのは仕事として、しっかりと受けとめるべきだと思っていますので、その辺。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今、お話がありましたように、私たちも、昨日農業委員会宛てに来ています。役場と執行機関であります農業委員会の皆様にも御迷惑をかけたことは、私の反省しないといけないところであります。今お話がありましたように議会もそうですが農業委員会、そういったもの全てに関連する事務に関しては、今後行政事務を私のほうもしっかりと見直ししながら、改善できるように努めていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

よろしくお願いします。この件に関しては以上です。

最後に時間もないので、浄水場に関してですが、先ほど喜文議員の中からも浄水場に関して少し村長が答えてくれたので、私のほうから 1 点確認だけなんですけど、今企業局のほうで、県議会も含めて高台も含めて調査の上、どの方向に進むか検討している段階だと思うのですが、その辺、何か進捗状況等ありますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

ちょうど一般質問の受け付けた後に、企業局のほうから村として説明を受けております。企業局からの説

明につきましては、今ある候補地の検討状況について報告がありました。その調査の結果、まだ継続中ではありますが地質調査や施設配置図などの検討状況の報告を受けております。今後企業局によりましては、その施設配置や地質調査をもとに概算費用の算出を行い、それからまた環境省とか関係機関との調整がありますので、それを踏まえて再度村に報告したいということになっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。最後に村長にお答えしてほしいと思っているのですが、ことし3月ですか、参考人招致で県議会に村長は呼ばれたと思います。そこの発言の中、「企業局が調査等も行っておりますが、それを含め県の意向に、考えに、村長、私がノーということはないと思います」というようなことをたしか言っていたと思いますが、その辺、再度確認したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

しっかりと覚えてはおりませんが、私としてはまずは今の県企業局の調査結果を待ちたいということをもまず言ったのは、確実に言っております。その中で、しっかりと調査結果が出てくるので、それを見て説明を受けた上で私の見解を述べたいという話をさせていただいております。県に全く従うとか、そういった旨の発言ではなかったんじゃないのかなと、ちょっと済みません、議事録を確認してみますが、私はそのように答えたような気がしております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。今、私は一部を切り取ったんですが、村長はその後に、「まずはその内容を選んだ理由等を含めて、全て見ていただいた上で、最終的にまた発言させていただければと思っています」と、「企業局の調査も踏まえてもう一度検討した上でお答えします」とおっしゃっていました。年内でいろいろ片づくかと思いましたが、まだ決まっていない状況ですので、村にとってもいい形でこの事業が進んでいくことを願っておりますので、今後もよろしく願います。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第6．議案第54号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第4号））から議案第81号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、よろしくお願いいたします。なお、議案第54号から81号まで説明をさせていただきますが、詳細につきましては、せんだって行われました全員協議会の中で御説明をさせていただいておりますので、省

略をさせていただきますことを御承知おきいただきたいと思います。

議案第 5 4 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分した内容 | 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第 4 号） |
| 2 専決処分の内容 | 別紙のとおり |
| 3 専決処分した日 | 令和元年 1 0 月 3 日 |
| 4 専決処分の理由 | 座間味観光イベント施設整備事業の計画変更を行ったことから、事業費が増額となったため予算の補正が必要となった。
また、座間味村簡易水道事業特別会計において追加工事及び料金システム改修を早急に行う必要があり予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。 |

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村観光イベント施設整備事業の計画変更を行ったことから、事業費が増額となった。また、座間味村簡易水道事業特別会計において、追加工事に関する費用や水道料金システム更新を早急に行う必要があったことから、令和元年度座間味村一般会計補正予算（第 4 号）について専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

座間味観光イベント施設整備事業の計画変更を行ったことから、事業費が増額となった。

また、座間味村簡易水道事業特別会計において、追加工事に関する費用や水道料金システム更新を早急に行う必要がある。

上記事業について、早急な事業執行のため予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分とする。

令和元年 1 0 月 3 日

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村一般会計補正予算（第４号）

令和元年度座間味村一般会計の補正予算（第４号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１７，５４３千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，５２５，２３３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年１０月３日

座間味村長 宮 里 哲

第１表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 県 支 出 金		561,245	1,972	563,217
	2 県 補 助 金	505,444	1,972	507,416
16 繰 入 金		108,751	15,571	124,322
	2 基 金 繰 入 金	53,751	15,571	69,322
歳 入 合 計		2,507,690	17,543	2,525,233

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		191,978	15,077	207,055
	1 保 健 衛 生 費	83,330	15,077	98,407
8 土 木 費		723,984	2,466	726,450
	4 港 湾 費	247,772	2,466	250,238
歳 出 合 計		2,507,690	17,543	2,525,233

議案第５５号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分した内容 | 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 2 専決処分の内容 | 別紙のとおり |
| 3 専決処分した日 | 令和元年10月3日 |
| 4 専決処分の理由 | 簡易水道事業施設整備（管路整備）において追加工事及び料金システム改修を早急に行う必要があり予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。 |

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

簡易水道事業施設整備（管路整備）において追加工事及び料金システム改修を早急に行う必要があったことから、令和元年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

簡易水道事業施設整備（管路整備）において追加工事及び料金システム改修を早急に行う必要があるため、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とする。

令和元年10月3日

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,077千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,758千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月3日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		54,550	15,077	69,627
	1 繰入金	54,550	15,077	69,627
歳入合計		145,681	15,077	160,758

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		106,203	15,077	121,280
	1 営業費	106,203	15,077	121,280
歳出合計		145,681	15,077	160,758

議案第56号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第5号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 令和元年10月18日
- 4 専決処分の理由 姉妹村である群馬県嬬恋村が台風19号により被災したことから、義援金を寄附するため予算の補正が必要となった。また、認可保育園の開設に伴い、「保育園に入所できない児童や保護者の休日就労等による児童を預かる等」の子育支援を早急に行う必要があるため予算の補正となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

被災した姉妹村である群馬県嬬恋村への義援金及び子育て支援事業を早急に執行するため、令和元年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

姉妹村である群馬県嬭恋村が台風１９号により被災したことから、義援金を寄附するため予算の補正が必要となった。また、認可保育園の開設に伴い、「保育園に入所できない児童や保護者の休日就労等による児童を預かる等」の子育支援を早急に行う必要があるため予算の補正となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分とする。

令和元年１０月１８日

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村一般会計補正予算（第５号）

令和元年度座間味村一般会計の補正予算（第５号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，３０９千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，５２６，５４２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年１０月１８日

座間味村長 宮 里 哲

第１表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 国 庫 支 出 金		287,449	33	287,482
	2 国 庫 補 助 金	261,538	33	261,571
13 県 支 出 金		563,217	33	563,250
	2 県 補 助 金	507,416	33	507,449
16 繰 入 金		124,322	1,243	125,565
	2 基 金 繰 入 金	69,322	1,243	70,565
歳 入 合 計		2,525,233	1,309	2,526,542

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		498,939	1,000	499,939
	1 総 務 管 理 費	463,889	1,000	464,889

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		161,956	309	162,265
	2 児 童 福 祉 費	25,309	309	25,618
歳 出 合 計		2,525,233	1,309	2,526,542

議案第57号

令和元年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

令和元年度座間味村一般会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,661千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,532,203千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地 方 交 付 税		872,668	20,283	892,951
	1 地 方 交 付 税	872,668	20,283	892,951
11 使 用 料 及 び 手 数 料		82,852	863	83,715
	1 使 用 料	77,148	863	78,011

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 国 庫 支 出 金		287,482	14,915	302,397
	1 国 庫 負 担 金	22,425	317	22,742
	2 国 庫 補 助 金	261,571	14,948	276,169
13 県 支 出 金		563,250	△46,598	516,302
	1 県 負 担 金	13,594	158	13,752
	2 県 補 助 金	507,449	△47,043	460,406
	3 県 委 託 金	42,207	△63	42,144
16 繰 入 金		125,565	11,021	136,583
	2 基 金 繰 入 金	70,565	11,021	81,586
18 諸 収 入		27,686	1,827	29,513
	4 雑 入	27,685	1,827	29,513
19 村 債		271,500	3,700	275,200
	1 村 債	271,500	3,700	275,200
歳 入 合 計		2,526,542	5,661	2,532,203

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		36,063	148	36,211
	1 議 会 費	36,063	148	36,211
2 総 務 費		499,939	6,672	506,611
	1 総 務 管 理 費	464,889	6,054	470,943
	2 徴 税 費	12,272	618	12,890
3 民 生 費		162,265	2,304	164,569
	1 社 会 福 祉 費	136,632	2,104	138,736
	2 児 童 福 祉 費	25,618	200	25,818
4 衛 生 費		207,055	2,956	210,011
	1 保 健 衛 生 費	98,407	1,920	100,327
	2 清 掃 費	108,648	1,036	109,684
6 農 林 水 産 費		64,994	△884	64,110
	1 農 業 費	20,912	630	21,542
	2 林 業 費	22,748	△1,514	21,234
7 商 工 費		107,639	△4,078	103,561
	1 商 工 費	107,639	△4,078	103,561

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		726,450	△40,957	685,493
	1 土 木 管 理 費	21,270	69	21,339
	2 道 路 橋 り ょ う 費	75,409	△54,186	21,233
	3 河 川 費	10,115	△63	10,052
	4 港 湾 費	250,238	12,488	262,726
	5 下 水 道 費	39,025	735	39,760
9 消 防 費		34,968	1,653	36,621
	1 消 防 費	34,968	1,653	36,621
10 教 育 費		542,875	19,187	562,062
	1 教 育 総 務 費	122,643	509	123,152
	2 小 学 校 費	318,583	△48	318,535
	3 中 学 校 費	11,251	14,770	26,021
	4 幼 稚 園 費	53,050	4,194	57,244
	5 社 会 教 育 費	11,830	142	11,972
	6 保 健 体 育 費	25,518	△380	25,138
11 災 害 復 旧 費		6,697	18,660	25,357
	2 公共土木施設災害復旧費	6,697	18,660	25,357
歳 出 合 計		2,526,542	5,661	2,532,203

第2表 地 方 債 補 正

単位：千円

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
災害復旧事業債	0	3,700	3,700	(借入方法) 証書借入又は 証券発行による。 (借入時期) 令和元年度。 ただし、事業 その他の都合 により、その 一部又は全部 を後年度に繰 り延べて起債 することができる。	年6%以 内（た だし、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後 の 利 率）	償還期間は、措 置期間を含め15 年以内とする。 償還方法は、元 利均等、元金均 等等による。 ただし、財政の 都合により、措 置期間中であっ ても繰上償還、 償還年限を変更 し、又は借り換 えることができ る。
計	0	3,700	3,700			

議案第58号

令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,340千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261,766千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		35,068	△4,400	30,668
	1 国民健康保険税	35,068	△4,400	30,668
4 国庫支出金		1	704	705
	2 国庫補助金	1	704	705
7 県支出金		102,739	42,000	144,739
	1 県補助金	102,738	42,000	144,738
10 繰入金		24,075	11,036	35,111
	1 一般会計繰入金	24,074	1,036	25,110
	2 基金繰入金	1	10,000	10,001
歳入合計		212,426	49,340	261,766

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		10,587	704	11,291
	1 総 務 管 理 費	10,558	704	11,262
2 保 険 給 付 金		116,719	53,133	169,852
	1 療 養 諸 費	93,946	45,000	138,946
	2 高 額 療 養 費	22,635	7,000	29,635
	3 出 産 育 児 諸 費	128	1,133	1,261
10 予 備 費		6,026	△4,497	1,529
	1 予 備 費	6,026	△4,497	1,529
歳 出 合 計		212,426	49,340	261,766

議案第59号

令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,602千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ821,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金繰入金		99,762	14,602	114,364
	1 基金繰入金	99,762	14,602	114,364
歳入合計		807,134	14,602	821,736

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		524,918	14,264	539,182
	9 船費	298,701	14,264	312,965
2 営業費用		121,335	338	121,673
	3 船舶備船料	1,943	338	2,281
歳出合計		807,134	14,602	821,736

議案第60号

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮里 哲

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業収入		31,890	263	32,153
	1 営業収入	31,890	263	32,153
4 国庫支出金		39,200	△200	39,000
	1 国庫補助金	39,200	△200	39,000
歳入合計		160,758	63	160,821

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		121,280	63	121,343
	1 営業費	121,280	63	121,343
歳出合計		160,758	63	160,821

議案第61号

令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮里 哲

令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ735千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		39,025	735	39,760
	1 繰入金	39,025	735	39,760
歳入合計		61,051	735	61,786

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		40,263	735	40,998
	1 下水道事業費	40,263	735	40,998
歳出合計		61,051	735	61,786

議案第62号

座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第11号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

座間味村離島振興総合センターの財産処分に伴う条例見直しと、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第22号

座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び管理に関する条例

座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第11号）の一部を次のように改正する。

表題中「座間味村離島振興総合センター、」を削除し「座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及

び運営管理に関する条例」に改める。

第1条中「座間味村離島振興総合センター」を「座間味村字阿嘉島離島振興総合センター」に改める。

附則に「（令和元年条例22号）令和2年4月1日より施行する」を加える。

別表第12条関係「2階全室」を削除し「1,080円」を「1,100円」に改める。

別記1名称及び位置「座間味村離島振興総合センター」及び「座間味村字座間味95番地」を削除する。

別記2施設名「座間味村村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センター」を「座間味村字阿嘉島離島振興総合センター」へ改め、表中区分「婦人講座室」、「老人室」、「図書室兼会議室」、「応接室」、「宿泊室」及び「青年室」を削除し、使用料区分集會場中「1,350円」、「3,240円」、「2,160円」、「4,050円」を、「1,380円」、「3,300円」、「2,200円」、「4,130円」に改め、使用料区分調理実習室及び娛樂室中「540円」、「1,080円」、「810円」、「1,620円」を「550円」、「1,100円」、「830円」、「1,650円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第63号

座間味コミュニティーセンター、阿佐集會場、阿真集會場及び慶留間へき地集會施設設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味コミュニティーセンター、阿佐集會場、阿真集會場及び慶留間へき地集會施設設置及び管理等に関する条例（平成12年条例第10号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。これが本議案を提出する理由である。

条例第23号

座間味コミュニティーセンター、阿佐集會場、阿真集會場及び慶留間へき地集會施設設置及び管理等に関する条例

座間味コミュニティーセンター、阿佐集會場、阿真集會場及び慶留間へき地集會施設設置及び管理等に関する条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

表題中「座間味コミュニティーセンター、阿佐集會場、阿真集會場及び慶留間へき地集會施設」の次に

「の」を加える。

別表（第8条関係）中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「810円」を「830円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「160円」を「170円」に、「320円」を「330円」に、「220円」を「230円」に、「440円」を「450円」に、「860円」を「880円」に改める。

附則 この条例は公布の日から施行する。

議案第64号

座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

新たな公共施設完成に伴い施設設置及び管理運営を定めるため、本条例を制定する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

条例第24号

座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例

（目的）

第1条 村民及び座間味村の来訪者に対し、自然、観光、歴史、文化等の情報を発信し、自然に対する意識の啓発と心身の健康づくり及び観光の振興を図る目的として、座間味村歴史文化・健康づくりセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条

名 称	位 置
座間味村歴史文化・健康づくりセンター	座間味村字座間味220番地8

（管理者）

第3条 センターの管理者は座間味村長（以下「村長」という。）とし、センターの管理及び運営は、設置目的の効果をより高めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により村長が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせることができる。

(使用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。ただし、避難勧告の発令及び風水害等における避難者はその限りではない。

2 前項の規定により、許可を受けた内容を変更使用とするときも同様とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、センターを使用する権利を他に譲渡し又は、転貸することができない。

(使用の制限)

第6条 村長は、管理上必要があると認めるときは、第4条第1項及び第2項の許可について使用の制限その他必要な条件を付けることができる。

(使用の停止又は取消)

第7条 使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、村長は使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき

(2) 使用の許可の条件に違反したとき

(3) その他村長が必要があると認めるとき

(使用料等)

第8条 使用者は、別表に定める使用料及び上映料を前納しなければならない。

2 前項の使用料は、公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

3 村長は、センターの使用について特別の事由があると認めたときは使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由により使用ができなくなったとき

(2) 使用前に使用の許可の取消又は記載事項の変更の申出をなし、村長が相当の理由があると認めたとき

(3) 第7条第3号の規定により使用を停止し、又は使用の許可を取り消したとき

(特別の設備等)

第10条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

(使用後の整備)

第11条 使用者は、使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたとき又は使用を終わったときは、直ちに使用場所を現状に復して村長に引き継がなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、村長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 使用により建物、附属設備、備品等を破損し、又は滅失したときは、使用者は、村長の裁定する損害額を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事情があると認めるときは減免することができる。

(使用時間)

第13条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、村長が必要と認めた場合は、規定時間外においても使用することができる。

(委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

使 用 料					
区 分	単 位	9：00～17：00		17：00～22：00	
		村内	村外	村内	村外
集 会 場	1時間	2,600円	4,200円	3,300円	5,300円
ステージのみ	1時間	1,600円	2,000円	1,150円	2,350円
多目的室1	1時間	1,100円	1,600円	1,350円	2,200円
多目的室2	1時間	1,300円	2,200円	1,650円	2,800円
使 用 料					
トレーニング室	区 分	村民 (大人)	村民 (子ども)	一般 (大人)	一般 (子ども)
	1回	100円	50円	300円	200円
シャワー室	1回	100円	50円	300円	200円
展 示 室	1回	無料	無料	100円	50円
上 映 料					
シアター 上映	区 分	村民 (大人)	村民 (子ども)	一般 (大人)	一般 (子ども)
	基本上映	300円 (270円)	150円 (130円)	500円 (450円)	300円 (270円)
	特別上映				

備考

- 1 使用時間については、準備及び後片づけに要する時間も含む。
- 2 使用時間超過については、30分以下は切捨て、30分を超えたら切上げる。
- 3 使用者が入場料金その他これに類する料金を徴収する場合、又は収益を伴う用途に使用する場合の使用料は基本料金の倍額とする。
- 4 シアター上映（ ）料金は団体料金とし、20人以上から適用する。又、シアタードームの貸切使用料は集会場の料金を適用する。
- 5 シアター上映村民年間フリーパス料金として大人2,000円子ども1,000円とする。
- 6 使用料の大人利料金は高校生以上とし子ども料金は通中学生以下とする。

7 各種障がい手帳をお持ちの方と付添い者1名は一部区分の使用料は半額とする。

8 75歳以上の村民の一部区分の使用料は免除とする。

議案第65号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年条例第1号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

令和元年の人事院勧告に基づく見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第25号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の137.5」を「100分の130」に改める。

第19条の3中「100分の122.5」を「6月に支給する場合においては100分の130」に、「100分の137.5」を「12月に支給する場合においては100分の130」に改める。

第20条第2項中「100分の90」を「100分の92.5」に改める。

別表第1及び第2並びに第3を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200
	2	147, 200	197, 300	233, 100	266, 000	291, 900	321, 400
	3	148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000	323, 700
	4	149, 500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900
	5	150, 600	202, 400	237, 600	271, 600	297, 900	328, 100
	6	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300, 000	330, 100
	7	152, 800	206, 000	240, 800	275, 200	302, 200	332, 300
	8	153, 900	207, 800	242, 400	277, 200	304, 200	334, 500
	9	154, 900	209, 400	243, 500	279, 200	306, 100	336, 400
	10	156, 300	211, 200	245, 000	281, 200	308, 400	338, 600
	11	157, 600	213, 000	246, 600	283, 100	310, 600	340, 600
	12	158, 900	214, 800	247, 900	285, 000	312, 900	342, 800
	13	160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000	344, 600
	14	161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100	346, 600
	15	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300	348, 600
	16	164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400	350, 600
	17	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300
	18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300
	19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100
	20	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000
	21	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900
	22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800
	23	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800
	24	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700
	25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700
	26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600
	27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600

28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600
29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100
30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900
31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200

60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	

92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000
94		294, 900	342, 600		
95		295, 200	343, 100		
96		295, 600	343, 500		
97		295, 800	343, 700		
98		296, 100	344, 100		
99		296, 500	344, 500		
100		296, 900	344, 800		
101		297, 100	345, 100		
102		297, 400	345, 500		
103		297, 800	345, 900		
104		298, 100	346, 300		
105		298, 300	346, 800		
106		298, 600	347, 200		
107		299, 000	347, 600		
108		299, 300	348, 000		
109		299, 500	348, 500		
110		299, 900	348, 900		
111		300, 300	349, 200		
112		300, 600	349, 500		
113		300, 800	350, 000		
114		301, 000			
115		301, 300			
116		301, 700			
117		301, 900			
118		302, 100			
119		302, 400			
120		302, 700			
121		303, 100			
122		303, 300			
123		303, 600			

	124		303, 900				
	125		304, 200				
再任用 職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第２２条に規定する職員を除く。

行政職給料表（単労職）

職員の 区分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	132, 300	183, 600	205, 200	251, 500	280, 000
	2	133, 200	185, 100	206, 400	252, 700	281, 900
	3	134, 200	186, 600	207, 800	253, 800	283, 500
	4	135, 100	188, 000	209, 100	254, 900	285, 200
	5	136, 100	189, 200	210, 400	255, 800	287, 000
	6	137, 100	190, 700	211, 800	257, 000	288, 600
	7	138, 100	192, 100	213, 200	258, 100	290, 200
	8	139, 100	193, 400	214, 600	259, 300	291, 800
	9	139, 900	194, 800	215, 900	260, 400	293, 300
	10	140, 900	195, 800	217, 500	261, 200	295, 100
	11	141, 900	197, 100	219, 100	262, 400	296, 800
	12	143, 000	198, 200	220, 500	263, 600	298, 600
	13	143, 800	199, 400	221, 700	264, 600	300, 000
	14	144, 800	200, 500	223, 200	265, 600	301, 700
	15	145, 800	201, 600	224, 700	266, 500	303, 300
	16	146, 800	202, 700	226, 000	267, 400	304, 800
	17	147, 900	203, 600	226, 900	268, 400	306, 300
	18	149, 200	204, 700	227, 600	269, 500	307, 900
	19	150, 400	205, 700	228, 500	270, 500	309, 500
	20	151, 600	206, 700	229, 500	271, 300	311, 200

21	152, 700	207, 600	230, 300	272, 300	312, 200
22	153, 900	208, 700	231, 800	273, 200	313, 600
23	155, 100	209, 800	233, 100	274, 200	315, 000
24	156, 300	210, 800	234, 200	275, 000	316, 500
25	157, 400	211, 700	235, 600	275, 800	317, 600
26	158, 900	212, 600	236, 900	276, 900	319, 100
27	160, 400	213, 300	238, 200	278, 000	320, 500
28	161, 900	214, 200	239, 500	279, 100	321, 900
29	163, 300	215, 100	240, 300	280, 000	323, 500
30	164, 700	216, 300	241, 500	281, 100	324, 700
31	166, 200	217, 300	242, 800	282, 100	326, 000
32	167, 700	218, 200	243, 900	283, 100	327, 200
33	169, 100	218, 800	245, 000	283, 800	328, 300
34	170, 900	220, 000	246, 200	284, 700	329, 200
35	172, 700	221, 100	247, 300	285, 600	330, 300
36	174, 500	222, 300	248, 500	286, 700	331, 400
37	176, 200	222, 800	249, 800	287, 300	332, 500
38	177, 900	223, 900	250, 800	288, 200	333, 600
39	179, 600	225, 100	252, 100	289, 100	334, 600
40	181, 300	226, 100	253, 400	290, 000	335, 600
41	182, 800	226, 900	254, 400	290, 600	336, 600
42	184, 200	228, 100	255, 600	291, 600	337, 600
43	185, 500	229, 100	256, 500	292, 600	338, 600
44	186, 900	230, 200	257, 800	293, 500	339, 600
45	188, 400	231, 300	258, 600	294, 200	340, 500
46	189, 700	232, 200	259, 600	295, 100	341, 500
47	191, 100	233, 300	260, 700	296, 000	342, 500
48	192, 500	234, 300	261, 600	296, 900	343, 500
49	193, 800	235, 300	262, 800	297, 600	344, 400
50	194, 900	236, 300	263, 800	298, 200	345, 300
51	196, 000	237, 300	264, 900	298, 900	346, 200
52	197, 200	238, 300	265, 600	299, 700	347, 000

53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	

85	220, 500	258, 600	291, 300	316, 500
86	220, 900	258, 800	291, 900	316, 900
87	221, 300	259, 100	292, 500	317, 200
88	222, 000	259, 400	293, 100	317, 400
89	222, 500	259, 600	293, 400	317, 600
90	223, 000	259, 800	293, 900	317, 900
91	223, 500	260, 200	294, 400	318, 200
92	223, 900	260, 400	294, 800	318, 500
93	224, 300	260, 700	295, 200	318, 700
94	224, 700	261, 100	295, 700	319, 000
95	225, 100	261, 400	296, 200	319, 300
96	225, 400	261, 700	296, 700	319, 500
97	225, 700	261, 900	297, 000	319, 700
98	226, 200	262, 200	297, 400	320, 000
99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300
100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500
101	227, 600	263, 000	298, 800	320, 700
102	228, 100	263, 200	299, 200	
103	228, 700	263, 500	299, 500	
104	229, 300	263, 800	299, 800	
105	229, 700	264, 000	300, 100	
106	230, 200	264, 200	300, 500	
107	230, 500	264, 500	300, 900	
108	230, 900	264, 700	301, 300	
109	231, 100	265, 000	301, 600	
110	231, 500	265, 300	302, 000	
111	232, 000	265, 600	302, 400	
112	232, 400	265, 800	302, 700	
113	232, 600	266, 000	302, 900	
114	233, 100	266, 300	303, 200	
115	233, 600	266, 500	303, 500	
116	234, 100	266, 700	303, 700	

	117	234, 400	267, 000	303, 900		
	118	234, 800	267, 300	304, 200		
	119	235, 200	267, 600	304, 500		
	120	235, 600	267, 900	304, 700		
	121	236, 000	268, 100	304, 900		
	122		268, 300	305, 200		
	123		268, 600	305, 500		
	124		268, 900	305, 700		
	125		269, 100	305, 900		
	126		269, 300	306, 200		
	127		269, 600	306, 500		
	128		269, 900	306, 700		
	129		270, 100	306, 900		
	130		270, 300	307, 200		
	131		270, 600	307, 500		
	132		270, 900	307, 700		
	133		271, 100	307, 900		
	134		271, 300			
	135		271, 600			
	136		271, 900			
	137		272, 100			
再任用 職員		193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700

別表第2（第3条関係）

海事職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150, 000	194, 200	228, 400	261, 700	293, 400	321, 100

再任用 職員以 外の職 員	2	151,000	196,400	230,100	263,100	294,700	322,900
	3	152,200	198,600	231,600	264,600	296,100	324,400
	4	153,200	200,800	232,900	266,300	297,500	326,100
	5	154,200	202,900	234,100	267,700	298,700	327,700
	6	155,500	204,700	235,700	269,600	300,000	329,000
	7	156,800	206,600	237,400	271,300	301,200	330,700
	8	158,100	208,500	238,900	272,800	302,500	332,200
	9	159,200	210,200	240,400	273,900	303,800	333,900
	10	160,700	211,800	241,900	275,700	305,000	335,300
	11	162,300	213,400	243,700	277,400	306,100	336,700
	12	163,800	215,000	245,400	279,100	307,300	338,100
	13	165,100	216,500	247,000	280,400	308,000	339,700
	14	166,600	218,100	248,800	281,900	309,000	341,300
	15	168,100	219,500	250,600	283,400	309,800	342,600
	16	169,700	220,900	252,300	284,900	310,700	343,900
	17	171,100	222,000	253,700	286,300	311,600	345,400
	18	172,800	223,300	255,600	287,700	312,500	346,800
	19	174,500	224,700	257,500	288,900	313,300	348,300
	20	176,200	226,000	259,100	290,300	314,000	349,700
	21	177,800	226,900	260,600	291,600	314,900	351,000
	22	179,800	228,200	262,000	292,900	315,400	352,600
	23	181,700	229,600	263,500	294,400	316,500	354,200
	24	183,600	231,000	265,200	295,800	317,500	355,800
	25	185,300	232,300	266,800	296,800	318,200	356,900
	26	186,900	233,600	268,600	298,100	318,800	358,500
	27	188,700	235,000	270,300	299,300	319,500	360,000
	28	190,500	236,400	271,900	300,500	320,200	361,500
	29	192,000	237,400	273,100	301,700	321,000	362,900
	30	194,100	238,900	274,900	302,700	321,800	364,200
	31	196,200	240,300	276,400	303,700	322,400	365,600
	32	198,300	241,600	278,000	304,800	322,900	367,100
	33	200,100	242,600	279,400	306,000	323,800	368,000

34	202, 000	243, 500	280, 800	306, 600	324, 500	369, 000
35	203, 900	244, 200	282, 300	307, 600	325, 200	370, 200
36	205, 800	245, 300	283, 700	308, 600	325, 800	371, 300
37	207, 500	246, 000	284, 900	309, 600	326, 200	372, 200
38	209, 100	247, 300	286, 200	310, 500	327, 100	373, 200
39	210, 600	248, 400	287, 400	311, 200	328, 000	374, 200
40	212, 200	249, 600	288, 500	312, 300	328, 900	375, 300
41	213, 900	250, 400	290, 100	313, 100	329, 500	376, 200
42	215, 100	251, 700	291, 300	313, 700	330, 400	377, 200
43	216, 700	252, 900	292, 600	314, 500	331, 200	378, 100
44	218, 300	254, 400	293, 900	315, 300	332, 000	379, 100
45	219, 700	255, 300	295, 400	316, 200	332, 700	380, 100
46	220, 900	256, 700	296, 400	316, 900	333, 500	380, 900
47	222, 100	258, 000	297, 700	317, 500	334, 200	381, 900
48	223, 400	259, 200	299, 000	318, 000	335, 000	382, 800
49	224, 800	260, 000	300, 000	318, 700	335, 500	383, 600
50	226, 000	261, 300	301, 100	319, 500	336, 000	384, 600
51	226, 900	262, 700	301, 800	320, 300	336, 600	385, 400
52	228, 000	264, 000	303, 100	321, 000	337, 100	386, 100
53	229, 300	264, 900	304, 300	321, 500	337, 400	387, 100
54	230, 600	266, 300	305, 200	322, 300	337, 800	387, 900
55	231, 800	267, 500	306, 100	323, 100	338, 400	388, 800
56	233, 000	268, 700	306, 900	323, 800	339, 000	389, 500
57	234, 100	269, 700	308, 000	324, 100	339, 300	390, 400
58	235, 300	270, 800	308, 800	324, 700	339, 900	391, 200
59	236, 500	272, 000	309, 700	325, 200	340, 500	392, 000
60	237, 700	273, 300	310, 500	325, 900	341, 100	392, 800
61	238, 900	274, 300	311, 300	326, 400	341, 300	393, 300
62	240, 000	275, 300	312, 200	326, 900	341, 700	394, 000
63	240, 900	276, 200	313, 300	327, 400	342, 000	394, 600
64	242, 000	277, 300	314, 300	327, 700	342, 500	395, 300
65	242, 600	278, 600	315, 000	327, 900	342, 700	395, 900

	66	243, 600	279, 800	315, 900	328, 200	343, 100	396, 400
	67	244, 400	280, 800	316, 700	328, 800	343, 500	396, 800
	68	245, 300	281, 600	317, 600	329, 400	343, 900	397, 300
	69	246, 000	282, 500	318, 400	329, 800	344, 400	398, 000
	70	246, 600	283, 200	319, 100	330, 200	344, 800	
	71	247, 300	284, 000	319, 600	330, 600	345, 200	
	72	248, 100	284, 700	320, 300	331, 000	345, 700	
	73	248, 900	285, 400	320, 500	331, 200	346, 300	
	74	249, 600	286, 100	321, 000	331, 400	346, 800	
	75	250, 100	286, 700	321, 400	331, 600	347, 300	
	76	250, 500	287, 300	321, 700	331, 800	347, 700	
	77	250, 800	287, 800	322, 200	332, 200	348, 000	
	78	251, 100	288, 400	322, 500	332, 400	348, 400	
	79	251, 600	289, 000	323, 100	332, 700	348, 800	
	80	252, 300	289, 500	323, 700	333, 000	349, 200	
	81	252, 600	290, 000	324, 300	333, 300	349, 600	
	82	252, 900	290, 600	324, 700	333, 700	349, 900	
	83	253, 100	291, 000	325, 000	334, 000	350, 300	
	84	253, 500	291, 500	325, 300	334, 400	350, 700	
	85	253, 800	291, 900	325, 500	334, 700	351, 100	
	86		292, 200	325, 800	335, 000	351, 500	
	87		292, 500	326, 000	335, 400	351, 900	
	88		292, 800	326, 300	335, 800	352, 300	
	89		293, 000	326, 600	336, 000	352, 700	
	90		293, 200	326, 900	336, 300		
	91		293, 600	327, 100	336, 600		
	92		293, 900	327, 400	337, 000		
	93		294, 100	327, 600	337, 400		
	94		294, 500	327, 800	337, 600		
	95		294, 900	328, 200	337, 900		
	96		295, 300	328, 600	338, 200		
	97		295, 500	328, 800	338, 500		

	98		295, 700	329, 100	338, 800		
	99		295, 900	329, 500	339, 100		
	100		296, 200	329, 900	339, 400		
	101		296, 600	330, 100	339, 600		
	102		296, 900	330, 300	339, 900		
	103		297, 100	330, 500	340, 200		
	104		297, 300	330, 700	340, 500		
	105		297, 600	331, 100	340, 700		
	106			331, 300	341, 100		
	107			331, 500	341, 300		
	108			331, 800	341, 500		
	109			332, 100	341, 800		
	110			332, 400			
	111			332, 700			
	112			333, 000			
	113			333, 200			
再任用 職員		215, 100	229, 600	231, 600	253, 700	282, 200	312, 000

備考 この表は、船舶に乗り込む職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165, 300	192, 400	240, 200	262, 700	287, 100	330, 100
	2	166, 700	194, 500	242, 000	263, 700	288, 800	332, 200
	3	168, 200	196, 600	243, 500	264, 600	290, 400	334, 200
	4	169, 600	198, 600	245, 600	265, 700	292, 200	336, 400
	5	171, 000	200, 700	247, 000	266, 200	293, 900	338, 400
	6	172, 500	203, 000	248, 300	267, 200	295, 700	340, 500

再任用 職員以 外の職 員	7	174, 000	205, 300	249, 400	268, 000	297, 400	342, 600
	8	175, 500	207, 500	250, 700	268, 900	299, 100	344, 700
	9	176, 700	209, 800	251, 700	270, 000	301, 000	346, 200
	10	178, 400	211, 200	252, 700	270, 700	302, 700	348, 200
	11	180, 000	212, 600	253, 600	271, 800	304, 400	350, 100
	12	181, 500	213, 800	254, 500	273, 000	306, 100	352, 100
	13	182, 900	215, 200	255, 700	274, 300	307, 600	354, 000
	14	184, 900	216, 600	256, 800	275, 400	309, 200	356, 100
	15	185, 900	218, 100	257, 600	276, 600	311, 000	358, 200
	16	188, 900	219, 300	258, 600	278, 000	312, 800	360, 200
	17	191, 000	220, 700	259, 100	279, 300	314, 500	362, 200
	18	193, 100	222, 200	260, 000	280, 600	316, 100	364, 200
	19	195, 200	223, 700	261, 000	281, 600	317, 800	366, 300
	20	197, 300	225, 200	261, 800	282, 800	319, 500	368, 400
	21	199, 300	226, 300	262, 700	284, 400	320, 900	370, 100
	22	201, 500	228, 000	263, 600	286, 000	322, 400	372, 200
	23	203, 700	229, 700	264, 500	287, 300	323, 900	374, 300
	24	205, 900	231, 400	265, 500	288, 600	325, 400	376, 300
	25	207, 800	232, 700	266, 700	289, 900	326, 800	378, 300
	26	209, 100	234, 400	267, 600	291, 500	328, 200	379, 900
	27	210, 300	236, 100	268, 800	293, 200	329, 700	381, 800
	28	211, 600	237, 800	270, 000	294, 700	331, 300	383, 700
	29	212, 800	239, 400	271, 200	296, 000	332, 400	385, 500
	30	213, 900	240, 800	272, 600	297, 600	333, 900	387, 200
	31	215, 200	242, 100	274, 100	299, 200	335, 300	389, 100
	32	216, 400	243, 200	275, 400	300, 900	336, 800	390, 900
	33	217, 700	244, 400	277, 000	302, 300	338, 400	392, 600
	34	219, 000	245, 500	278, 400	303, 800	339, 900	394, 300
	35	220, 300	246, 400	279, 600	305, 400	341, 500	396, 100
	36	221, 600	247, 500	280, 800	307, 000	343, 000	397, 800
	37	222, 700	248, 400	282, 400	308, 300	344, 700	399, 400
	38	224, 100	249, 500	283, 600	309, 700	346, 300	401, 100

39	225, 400	250, 400	285, 000	311, 100	347, 800	402, 900
40	226, 800	251, 500	286, 200	312, 700	349, 400	404, 700
41	227, 700	251, 900	287, 500	314, 200	350, 600	406, 200
42	229, 100	252, 800	289, 000	315, 600	352, 100	407, 700
43	230, 500	253, 700	290, 500	317, 000	353, 600	409, 200
44	231, 900	254, 400	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500
45	233, 100	255, 200	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600
46	234, 500	256, 100	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700
47	235, 800	257, 000	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800
48	237, 100	258, 000	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000
49	238, 100	259, 000	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300
50	239, 200	260, 000	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400
51	240, 200	261, 200	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600
52	241, 300	262, 400	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700
53	242, 200	263, 500	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900
54	243, 300	264, 900	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900
55	244, 200	266, 200	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000
56	245, 200	267, 500	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100
57	245, 900	269, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200
58	246, 900	270, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700
59	247, 600	271, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300
60	248, 400	273, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700
61	249, 200	274, 700	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300
62	250, 200	276, 000	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800
63	251, 000	277, 400	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200
64	252, 000	278, 500	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700
65	252, 900	279, 900	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300
66	253, 700	281, 400	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700
67	254, 800	282, 900	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000
68	255, 700	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300
69	256, 500	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700
70	257, 500	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	

71	258, 400	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700
72	259, 400	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300
73	260, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000
74	262, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500
75	263, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100
76	264, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600
77	265, 300	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000
78	266, 300	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600
79	267, 500	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100
80	268, 500	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400
81	269, 400	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700
82	270, 400	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200
83	271, 500	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600
84	272, 600	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900
85	273, 400	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200
86	274, 300	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700
87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400	
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800	
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100	
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700	
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200	
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700	
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200	
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800	
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300	

103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	
115	294, 100	325, 300	358, 200	
116	294, 400	325, 600	358, 600	
117	294, 700	325, 800	359, 000	
118	295, 000	326, 100	359, 400	
119	295, 300	326, 500	359, 900	
120	295, 700	326, 700	360, 400	
121	296, 000	326, 900	360, 800	
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		

135	300, 400	331, 000				
136	300, 700	331, 400				
137	300, 900	331, 700				
138	301, 200	332, 100				
139	301, 600	332, 500				
140	301, 900	332, 900				
141	302, 100	333, 200				
142	302, 500	333, 600				
143	302, 900	333, 900				
144	303, 200	334, 300				
145	303, 400	334, 600				
146	303, 600	335, 000				
147	303, 900	335, 400				
148	304, 300	335, 800				
149	304, 500	336, 100				
150	304, 700	336, 500				
151	305, 000	336, 900				
152	305, 300	337, 300				
153	305, 700	377, 600				
154	305, 900					
155	306, 100					
156	306, 400					
157	306, 700					
158	307, 000					
159	307, 300					
160	307, 600					
161	308, 000					
162	308, 300					
163	308, 600					
164	308, 900					
165	309, 300					
166	309, 600					

	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）による改正後の給与条例の規定は平成31年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成31年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の等級を異にして異動した職員及び村長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第66号

座間味村使用料条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村使用料条例（昭和47年条例第36号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村総合センター財産処分及び公務員宿舍完成に伴う規則制定により本条例の見直しと、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁する為本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第26号

座間味村使用料条例

座間味村使用料条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「3,000円」を「3,060円」に、表中「保健師住宅月額20,000円」を削除し、「55,000円」を「56,020円」に、「540円」を「550円」に、「810円」を「830円」に、「1080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

別表第2の表中「座間味村離島振興総合センター（食堂）月額33,000円」「座間味村離島振興総合センター月額30,000円（事務所）」を削除し、「25,000円」を「25,470円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第67号

座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例（平成19年条例第17号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

条例第27号

座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例

座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例（平成19年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中体育館の「500」を「510」に、「100」を「110」に、「1,000」を「1,020」に、同条表中運動場「500」を「510」に、「100」を「110」に、「200」を「210」に、「1,000」を「1,020」に改める。

附 則

この条例は令和２年４月１日から施行する。

議案第６８号

座間味港緑地公園多目的グラウンド照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、座間味港緑地公園多目的グラウンド照明施設使用料徴収条例（平成１０年条例第１５号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年１２月１０日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

条例第２８号

座間味港緑地公園多目的グラウンド照明施設使用料徴収条例

座間味港緑地公園多目的グラウンド照明施設使用料徴収条例（平成１０年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「１，０００」を「１，０２０」に、「２，０００」を「２，０４０」に改める。

附 則

この条例は令和２年４月１日から施行する。

議案第６９号

阿嘉漁港運動公園広場テニスコート照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、阿嘉漁港運動公園広場テニスコート照明施設使用料徴収条例（平成１８年条例第５号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年１２月１０日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

条例第29号

阿嘉漁港運動公園広場テニスコート照明施設使用料徴収条例

阿嘉漁港運動公園広場テニスコート照明施設使用料徴収条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「500」を「510」に改める。

附 則

この条例は令和2年4月1日から施行する。

議案第70号

座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村立交流センター使用料徴収条例（平成8年条例第7号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

条例第30号

座間味村立交流センター使用料徴収条例

座間味村立交流センター使用料徴収条例（平成8年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の備考2「500」を「510」に、同条表中「5,000」を「5,100」に、「1,000」を「1,020」に、「15,000」を「15,280」に、「1,500」を「1,530」に改める。

附 則

この条例は令和２年４月１日から施行する。

議案第７１号

重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、重要文化財高良家住宅管理に関する条例（平成１３年条例第１号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年１２月１０日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を観覧料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

条例第３１号

重要文化財高良家住宅管理に関する条例

重要文化財高良家住宅管理に関する条例（平成１３年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５条の表中「３００」を「３１０」に、「２００」を「２６０」に、「１６０」を「１７０」に、「２６０」を「２７０」に、「２００」を「２１０」に、「１３０」を「１４０」に、第１０条２項中「１００分の１０８」を「１００分の１１０」に改める。

附 則

この条例は令和２年４月１日から施行する。

議案第７２号

座間味港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、座間味港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例（平成１５年条例第１４号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和元年１２月１０日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

条例第32号

座間味港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例

座間味港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例（平成15年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次の」を「前条第1項」に改める。

別表巻揚げ機のみ（1隻1回につき）の部中「500円」を「510円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「5,000円」を「5,100円」に改め、同表巻揚機及び台車（1隻1回3日以内）の項中「15,000円」を「15,280円」に改め、同表中「巻揚機及び台車は、4日以降1日増すごとに3,000円の追加となる。」を「巻揚機及び台車は、4日以降1日増すごとに3,060円の追加となる。」に改める。

附則 この条例は令和2年4月1日から施行する。

議案第73号

阿嘉漁港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、阿嘉漁港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例（平成15年条例第15号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

条例第33号

阿嘉漁港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例

阿嘉漁港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次の」を「前条第1項」に改める。

別表中「500円」を「510円」に改める。

附則 この条例は令和2年4月1日から施行する。

議案第74号

座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第8号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

一部施設の利用中止及びキャンプ用具の見直し並びに消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第34号

座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例

座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「500円」を「510円」に、「21,000円」を「21,390円」に、「3,500円」を「3,560円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

別表第2中「プール1回100円」、「テニスコート1時間200円」、「バーベキュー用品一式（小）」を削除する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 75 号

座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 9 号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

条例第 35 号

座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例

座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「30,000 円」を「30,560 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 76 号

座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例（平成 15 年条例第 14 号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第 36 号

座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例

座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例（平成 15 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「240,000 円」を「244,450 円」に、「300 円」を「310 円」に、「200 円」を「210 円」に、「1,000 円」を「1,020 円」に、「20 円」を「21 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 77 号

座間味村体験滞在交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、座間味村体験滞在交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 7 号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

条例第 37 号

座間味村体験滞在交流促進施設の設置及び管理に関する条例

座間味村体験滞在交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「400 円」を「410 円」に、「20,000 円」を「20,370 円」に、「360,000 円」を「366,670 円」に、「860,000 円」を「875,930 円」に、「1,080,000 円」を「1,100,000 円」に改める。

別表第3中「5,000円」を「5,100円」に、「7,500円」を「7,640円」に、「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第78号

座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

条例第38号

座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例

座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,000円」を「1,020円」に、「36,000円」を「36,670円」に、「18,000円」を「18,330円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「10,000円」を「10,190円」に改める。

別表第2備考1中「500円」を「510円」に改める。

別表第2備考2中「3,500円」を「3,560円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「600円」を「610円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

別表第3中「2,000円」を「2,040円」に、「15,000円」を「15,280円」に改める。

別表第2備考2中「500円」を「510円」に改める。

別表第2備考3中「500円」を「510円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第79号

座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第5号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を使用料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

条例第39号

座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理運営に関する条例

座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理運営に関する条例（平成15年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「第4」を「前」に改める。

別表中「30,000円」を「30,560円」に、「25,000円」を「25,470円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

附則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第80号

座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村営駐車場条例（平成30年条例第5号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

村有地の有効活用及び村民の利便性に資するため阿佐地区へ駐車場を整備する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

条例第40号

座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例について

座間味村営駐車場条例（平成30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の名称を加える

座間味村字阿佐416-3

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

議案第81号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、一般非常勤職員の任用根拠の明確化のため、会計年度任用職員制度を創設するにあたり本条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第41号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

- 2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表（別表第1）
- (2) 単労職給料表（別表第2）
- (3) 海事職給料表（別表第3）
- (4) 医療職給料表（別表第4）

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 職員の給与に関する条例（昭和49年条例第1号。以下「給与条例」という。）第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3

条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第8条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(休日勤務手当)

第9条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当)

第10条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当)

第11条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第12条 給与条例第17条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第17条第1項の勤務は、第11条において準用する給与条例第14条、第12条において準用する給与条例第15条及び前条において準用する給与条例第16条の勤務には含まれないものとする。

(端数処理)

第13条 第11条において準用する給与条例第14条、第12条において準用する給与条例第15条及び第13条において準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第14条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第24条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(特殊勤務手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、給与条例第13条の定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第11条において準用する給与条例第14条、第12条において準用する給与条例第15条及び第13条において準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を座間味村職員の勤務時間に関する条例(昭和47年座間味村条例第11号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第19条 給与条例第13条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から10

0分の150までの範囲内で100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で100分の125を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（1） 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

（2） 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第21条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で100分の125を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（夜間勤務に係る報酬）

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第23条 第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第24条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として15時間30分を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(報酬の支給)

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、翌月10日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第26条 第22条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じた時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第20条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
(報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、座間味村職員の旅費支給条例(平成元年座間味村条例第8号)の規定のを準用する。

第5章 雑則

(村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第30条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(休職者の給与)

第31条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級
号 給	給料月額
	円
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100
14	161,600
15	163,100
16	164,700
17	165,900
18	167,400
19	168,900
20	170,400
21	171,700
22	174,400
23	177,000
24	179,600
25	182,200
26	183,900
27	185,500
28	187,200
29	188,700
30	190,400
31	192,200
32	193,900
33	195,500
34	196,900
35	198,400

36	199,900
37	201,200
38	202,500
39	203,700
40	205,000
41	206,300
42	207,600
43	208,900
44	210,200
45	211,300
46	212,600
47	213,900
48	215,200
49	216,300
50	217,400
51	218,400
52	219,500
53	220,600
54	221,600
55	222,500
56	223,500
57	223,800
58	224,600
59	225,400
60	226,100
61	226,800
62	227,800
63	228,600
64	229,400
65	230,100
66	230,800
67	231,700
68	232,700
69	233,400
70	234,000
71	234,500
72	235,200
73	236,000
74	236,600
75	237,200

76	237, 700
77	238, 400
78	239, 100
79	239, 800
80	240, 300
81	240, 800
82	241, 500
83	242, 200
84	242, 900
85	243, 500
86	244, 200
87	244, 900
88	245, 600
89	246, 100
90	246, 600
91	246, 900
92	247, 300
93	247, 600

別表第 2

行政職給料表（単労職）

職務の級	1 級
号 給	給料月額
	円
1	132, 300
2	133, 200
3	134, 200
4	135, 100
5	136, 100
6	137, 100
7	138, 100
8	139, 100
9	139, 900
10	140, 900
11	141, 900
12	143, 000
13	143, 800
14	144, 800
15	145, 800
16	146, 800

17	147,900
18	149,200
19	150,400
20	151,600
21	152,700
22	153,900
23	155,100
24	156,300
25	157,400
26	158,900
27	160,400
28	161,900
29	163,300
30	164,700
31	166,200
32	167,700
33	169,100
34	170,900
35	172,700
36	174,500
37	176,200
38	177,900
39	179,600
40	181,300
41	182,800
42	184,200
43	185,500
44	186,900
45	188,400
46	189,700
47	191,100
48	192,500
49	193,800
50	194,900
51	196,000
52	197,200
53	198,300
54	199,400
55	200,300
56	201,400

57	202, 500
58	203, 500
59	204, 500
60	205, 500
61	206, 600
62	207, 500
63	208, 400
64	209, 300
65	210, 000
66	210, 800
67	211, 500
68	212, 300
69	212, 700
70	213, 300
71	213, 600
72	214, 000
73	214, 200
74	214, 600
75	215, 100
76	215, 700
77	215, 900
78	216, 600
79	217, 100
80	217, 600
81	218, 300
82	218, 600
83	219, 200
84	219, 900
85	220, 500
86	220, 900
87	221, 300
88	222, 000
89	222, 500
90	223, 000
91	223, 500
92	223, 900
93	224, 300
94	224, 700
95	225, 100
96	225, 400

97	225, 700
98	226, 200
99	226, 700
100	227, 200
101	227, 600
102	228, 100
103	228, 700
104	229, 300
105	229, 700
106	230, 200
107	230, 500
108	230, 900
109	231, 100
110	231, 500
111	232, 000
112	232, 400
113	232, 600
114	233, 100
115	233, 600
116	234, 100
117	234, 400
118	234, 800
119	235, 200
120	235, 600
121	236, 000

別表第 3

海事職給料表

職務の級	1 級
号 給	給料月額
	円
1	150, 000
2	151, 000
3	152, 200
4	153, 200
5	154, 200
6	155, 500
7	156, 800
8	158, 100
9	159, 200

10	160, 700
11	162, 300
12	163, 800
13	165, 100
14	166, 600
15	168, 100
16	169, 700
17	171, 100
18	172, 800
19	174, 500
20	176, 200
21	177, 800
22	179, 800
23	181, 700
24	183, 600
25	185, 300
26	186, 900
27	188, 700
28	190, 500
29	192, 000
30	194, 100
31	196, 200
32	198, 300
33	200, 100
34	202, 000
35	203, 900
36	205, 800
37	207, 500
38	209, 100
39	210, 600
40	212, 200
41	213, 600
42	215, 100
43	216, 700
44	218, 300
45	219, 700
46	220, 900
47	222, 100
48	223, 400
49	224, 800

50	226, 000
51	226, 900
52	228, 000
53	229, 300
54	230, 600
55	231, 800
56	233, 000
57	234, 100
58	235, 300
59	236, 500
60	237, 700
61	238, 900
62	240, 000
63	240, 900
64	242, 000
65	242, 600
66	243, 600
67	244, 400
68	245, 300
69	246, 000
70	246, 600
71	247, 300
72	248, 100
73	248, 900
74	249, 600
75	250, 100
76	250, 500
77	250, 800
78	251, 100
79	251, 600
80	252, 300
81	252, 600
82	252, 900
83	253, 100
84	253, 500
85	253, 800

別表第4

医療職給料表

職務の級	1 級
号 給	給料月額
	円
1	165,300
2	166,700
3	168,200
4	169,600
5	171,000
6	172,500
7	174,000
8	175,500
9	176,700
10	178,400
11	180,000
12	181,500
13	182,900
14	184,900
15	186,900
16	188,900
17	191,000
18	193,100
19	196,200
20	197,300
21	199,300
22	201,500
23	203,700
24	205,900
25	207,800
26	209,100
27	210,300
28	211,600
29	212,800
30	213,900
31	215,200
32	216,400
33	217,700
34	219,000
35	220,300

36	221, 600
37	222, 700
38	224, 100
39	225, 400
40	226, 800
41	227, 700
42	229, 100
43	230, 500
44	231, 900
45	233, 100
46	234, 500
47	235, 800
48	237, 100
49	238, 100
50	239, 200
51	240, 200
52	241, 300
53	242, 200
54	243, 300
55	244, 200
56	245, 200
57	245, 900
58	246, 900
59	247, 600
60	248, 400
61	249, 200
62	250, 200
63	251, 000
64	252, 000
65	252, 900
66	253, 700
67	254, 800
68	255, 700
69	256, 500
70	257, 500
71	258, 400
72	259, 400
73	260, 800
74	262, 100
75	263, 200

76	264, 300
77	265, 300
78	266, 300
79	267, 500
80	268, 500
81	269, 400
82	270, 400
83	271, 500
84	272, 600
85	273, 400
86	274, 300
87	275, 400
88	276, 500
89	277, 300
90	278, 200
91	279, 000
92	280, 000
93	280, 900
94	281, 900
95	282, 800
96	283, 800
97	284, 400
98	285, 200
99	285, 800
100	286, 700
101	287, 500
102	288, 300
103	289, 100
104	289, 900
105	290, 600
106	291, 100
107	291, 600
108	292, 100
109	292, 300
110	292, 600
111	292, 800
112	293, 200
113	293, 500
114	293, 700
115	294, 100

116	294, 400
117	294, 700
118	295, 000
119	295, 300
120	295, 700
121	296, 000
122	296, 400
123	296, 700
124	297, 100
125	297, 300
126	297, 500
127	297, 800
128	298, 200
129	298, 400
130	298, 700
131	299, 100
132	299, 500
133	299, 700
134	300, 000
135	300, 400
136	300, 700
137	300, 900
138	301, 200
139	301, 600
140	301, 900
141	302, 100
142	302, 500
143	302, 900
144	303, 200
145	303, 400
146	303, 600
147	303, 900
148	304, 300
149	304, 500
150	304, 700
151	305, 000
152	305, 300
153	305, 700
154	305, 900
155	306, 100

156	306,400
157	306,700
158	307,000
159	307,300
160	307,600
161	308,000
162	308,300
163	308,600
164	308,900
165	309,300
166	309,600
167	309,900
168	310,200
169	310,600

以上、議案第５４号から８１号までの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第７．専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第４号））を議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５４号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第４号））を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第５４号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第４号））は、原案のとおり可決されました。

日程第８．議案第５５号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号））を議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第55号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第56号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これから質疑を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

済みません、1点だけ。本村からも寄附をしたということもありますので。写真を見ますと相当な被害の規模だと思いますが、今現在、普通の生活ができるレベルまでは回復しているのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今現在、細かい状況は把握できておりません。先週ですか、先月に全国町村長大会で村長とはお会いして、お礼をしていただいてメッセージもいただいたんですけども、何分短い時間しか会えませんでしたので。ただ確実にしっかりと復旧、復興に向けて頑張っているということと、その義援金を送る際に、事前にやりとりをさせていただいたところ、いわゆる物資のほうは大丈夫だということでありましたので、生活には、一部の家庭では厳しい状況だと聞いておりますけれども、大分よくなっているのではないかと推測できると思います。また改めて姶良村のほうから報告が来るとしますので、そのときにはまた報告をさせていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。本村からも、姉妹都市ということで我が中学校、本村の中学校からお互い交流学习等あると思いますが、その辺も含めて早期復旧に向けて、本村も力を貸せる部分は今後も力を貸せていければと思っています。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

あわせて今回いろいろとお見舞いも申し上げまして、１００万円という義援金も送りましたが、それ以外にもきょう学校から来ていますけれども、各学校のほうからも婦恋村に対していろいろと支援を行っている聞いておりますので、改めて議員の皆様方にも報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。２番 宮平喜文議員。

○ ２番（宮平喜文議員）

今、広報つまごいを見てですね、全協のときにも１００万円がいいのかという話をさせていただいたんですけども。一番最後のページに災害支援寄附に感謝ということで、座間味村、千代田区ほか６件で１５３万４３０円と。ということは、座間味村が１００万円で、あと５件で５３万円と。それはその寄附が多い少ないという問題ではないのですけれども。それからすると非常に大きなウエイトを占めて、大きな役割を果たしたなということで、とりあえず喜んでいる次第でございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５６号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第５号））を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第５６号 専決処分の承認について（令和元年度座間味村一般会計補正予算（第５号））は、原案のとおり可決されました。

日程第１０．議案第５７号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第６号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第57号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第58号 令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第58号 令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第59号 令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

午前中も一般質問でバリアフリーについて少し質問させていただいたのですが、みつしまですね、今バリアフリーの何と言うんですか、あれ壊れているじゃないですか。大分たちますよね。全然予算もつけられなくて、一部の車椅子を使っているおばあちゃんが、毎回人力で運ばれることに対して、かなり苦痛に感じているらしくて、フェリーを使ったりしていることが多々あるそうです。もしかしたら買い替えの時期に入っているかと思うのですが、そこはちょっと何とか予算を組んで、しっかり直して調整するべきだと思いますので、そこら辺どうでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

みつしまの件につきましては、昇降機等の修繕のほうを私が担当しまして、2回ほど修繕のほうを出しております。半年に一遍、修繕するような形になっておりますので、メーカーとも調整しながら今後の対応については考えていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

半年に一遍ということは、半年に一回直して、また壊れてまた直しているという状況ですか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

半年に一遍というのが、すみません、誤解を招いています。修繕に、半年に1回メンテナンスを行ってという形で相談を受けていますが、早く壊れたり、ちょっと修繕したりというような形でとっておりますので、そこら辺をメーカーと今調整している段階です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。早目の対策をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

7ページ、歳出、船費のほうで臨時的任用職員の給与で231万6,000円ですか。これは今、臨時職員が現在何名乗っていて、その人たちのための給与の補正ですか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

そのとおりとなっております。臨時職員は、今現在で5名います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは要するにフェリークイーン、もちろん併用して5名ということですよね。それとその下の違いの賃金、これはどの部門での充当になるんですか。この補正額、144万8,000円。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

済みません、先ほどの臨時的任用職員のほうが3名、賃金職員のほうが2名となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

この賃金の2人というのが、内航路ということではなく、その5名のうちの臨時職員と賃金職員が船員の

中で乗っているということでの理解でいいわけですね。わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第59号 令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第60号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第60号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第61号 令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第61号 令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第62号 座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第62号 座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第63号 座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地集会施設設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地集会施設設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第63号 座間味コミュニティーセンター、阿佐集会場、阿真集会場及び慶留間へき地集会施設設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第64号 座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

2点ほどお聞きします。まずこの条例とは少し関係ないのですが、私たちが村民運動会をしている日がありましたですね。そのときに、スラブ打っているときに、このアーチ型が崩落した、決壊したという話は御存じですか。これはどういった現象でそういうのが起こっているのか。これは下手すると、私もこのスラブ打ちに2、3度、ミキサー車をもってやったことがあるのですが、その日はたまたま運動会で当然私は出ていなかったのですが、これは万が一に人がいる場合、要するにスラブ打つときはパネルにコンコンして、ずっとセメントが浸透するようにやりますので、この下にもし人がいた場合ですね、あれは相当な重量だったらしいです。そうすると産業事故にもなりかねないということで、これを皆さんは現場に対してどのような指示、あるいは注意事項というのを与えているのか。まずその1点をお聞きします。

○ 議長(中村秀克)

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長(松田 力)

村民運動会のときに、確かに事故があったのはこちらも確認し、業者等にもヒアリングを行っております。事故の原因としましては、スラブ、アーチ形の部分をスラブの予定でしたので、下のそういった枠とか、特殊な工法が必要なところが、初めの小さい集会場のところでは問題なかったもので、同じような施工をしたところ、そういったミスが起きたと業者のほうから報告を受けております。我々としても、そういった事故原因も聞きながら、再度文書によって報告してもらい、村としてもくれぐれもそういった工事に関しては事故のないようにと。工期も迫ってきていることから、急ぎはあるとは思いますが、その辺は事故がないようにしっかり対応をして、期限内に終わらせるようにということで指導はしております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

わかりました。万が一何かあったら大変です。それと全協でも少しお聞きしたのですが、当然、今の総合センターと比べると向こうは大分遠くなります。この条例の3条に管理者、村長が指定する法人、その他の団体にセンターの管理を行わせることができると書いてありますけれども。今後、この施設をどのような形で窓口を設けていこうと考えているのかお聞かせください。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

ただいまの御質疑ですが、条例上では村直営または村長が指定する者ということで、指定管理者を見据え

て条例をつくっております。まだ現在のところは、管理については村直営で見ていきたいということで、今のところは考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ちょっと遠いですが、大丈夫ですか。わかりました。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

質疑というよりも、ほぼ要望に近いかもしれないのですが、4ページのトレーニング室の使用料、1回村民だと大人100円となっています。毎日行きたい私としては、月契約、もしくは年間契約、そういうものをつくってもおもしろいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

御提案ありがとうございます。今回の使用料の算定にあつては、我々も内部で検討、1回というこれまでの総合センター、阿嘉島に残ります総合センター、コミュニティーセンターと均衡を考えてこのような設定になりましたが、ただいまの提案を受けて、また将来こういった年会費、また村長が認めるもので理由があれば半額等といったことも踏まえて検討させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

那覇市に行っているとき以外は、毎日行きたいと思います。5キロ減を目指して頑張りたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第64号 座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第65号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とい

たします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第65号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第66号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

保健師住宅のほうで月額2万円というのが削除になって、これからできた職員住宅と一緒に料金設定ということになるのですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回の条例改正では、保健師住宅はひとつの公務員住宅とみなして、現在阿真地区につくっております公務員宿舍のほうで新たな家賃、使用料の規定のほうを策定しておりますので、まずそちらのほうにこの本部を移すということで、そちらの中で家賃につきましては2万円ということで、規則のほうを今見直しを行っているところでございます。今回この条例からは金額等については消えますが、引き続き公務員のほうの家賃のほうの規定のほうでうたわさせていただきます。もう1つが、公務員宿舍の今回新規に制定しましたが、やはり所得に応じて家賃収入をいただいているところでございます。今後も保健師住宅についても所得に応じた家賃設定にしないと均衡が保てないということもありますので、こちらについて今、検討をさせていただいている途中でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

これまでもっと安かったと思っていたのですが、あと建物の予算というか、全く違う予算で建てられた建物を一律にするということは問題ないのか、お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

保健師住宅については、村のほうが県から移譲して、今管理をしているところでございます。前回、これまでの家賃は5,000円でございました。ところが老朽化に伴う修繕等がかなり大きく発生してきておりまして、これに見合う家賃収入をとということで、現在の家賃のほうに上げさせております。さらにやはり今回、他の公務員宿舎もできましたので、そことのすり合わせも必要だろうということで、当面はこの額を保ちながら適正に考えていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

家賃に関しては、ここだけではなく商工会等が入っている建物とか、そこも料金形態が違うと思うのですが、その辺も含めて…その辺とはまた別ということでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

多用途住宅につきましては、また定額で定めておりますが、こちらについてはまず一括交付金で建てられたもので、補助金が8割入っているということで、残り2割を村が負担しましたので、そこをベースに考えて耐用年数で計算しております。こちらについては、また他の公営住宅とは違って、算定のほうをしっかりと出させて設定しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

保健師の役割というか、料金を一律にするということで、もしかしたら上がるのかと思っているのですが、そうなった場合に事前にお知らせはしているのか。下がる分には文句と言うか、不満はないと思うのですが、最初はどのような条件で入ったのかはわからないのですが、ここ何回かにわたって家賃が上がっているような気がするの、その辺も含めて、そこを利用している方が納得しているのかどうか、気になるのですが。はい、わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第66号座間味村使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20．議案第67号 座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

消費税増税に伴う、この件だけじゃないのですが、ほかの条例の見直しでほとんどが増税に伴う見直しということで上がってきているのですが、税金が上がった分、それぞれの施設で上がった分の負担がふえるということになるから上げていると思うのですが、そういうことにつながるのですかね。あと今建設中の、そのスポーツ室の使用料と、入場料、使用料のほうで500円とうたわれていて、スポーツジムのほうが100円とあるのですが、増税に伴い10円上がっておりますが、上げる意味があるのかどうか疑問なのですが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。増税分の10円は、電気料等が増税になると考えられますので、その分を転嫁するということで10円値上げしているということです。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この議案第67号だけの問題ではないと思うのですけれども、10円とか20円とか、こんなに細かく見直す必要があるのかなと。今後、維持する上で税収というか、上げないというのであれば、この税金が上がった分だけを上げるのではなくて、切れのいい数字だったり、上げなくてもいいような方法が。結局住民にかかってくると思いますので、住民も税金が上がった分、別の意味でいろいろな負担を強いられていると思うので、この辺の使用料等で税収が上がったから上げるというような考えはいかがかと思っていますが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その辺の増税に伴う使用料の増額というのは、非常に使用する方々にとっては大変だということは認識しておりますが、まずは基本、増税に伴う措置は私たち条例でも、座間味村の条例でも対応させていただきたいと思っております。ただ公共性のあるものとか、いわゆる子供たちの健全育成とか、いろいろな場面で教育委員会部局もありますから、そこに関して私が直接言及はできませんけれども、村長あるいは教育長が認めるものに関してはという特別な文言がある部分もございますので、そういった形を活用しながら村民の皆さん、特に若い方々の負担にならないような環境づくりも大切だと考えておりますので、そういったところでまた対応することも可能だということで、今回増税に関する法律に基づいて私たちも条例改正をさせていただいているということは御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号 座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第67号 座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第68号 座間味港緑地公園多目的グラウンド照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

先ほどの譲治議員が言っていることもよくわかりますが、まさにこの見出しに出ている座間味港緑地公園多目的グラウンド照明施設使用料徴収、私、皆さんがナイターまつり、先週、先だってやっているのを3回ぐらい見に行きましたけれども、年々照明が暗くなってきています。私も四、五年前まではやっていたのですけれども、今私が恐らく向こうで野球をすると、絶対に捕れないぐらい暗くなっています。そこで使用料徴収と言うのですから、もちろん体育館でバスケットもしたことがないし卓球もしたことがないのですけれども。体育館も昔は照明が切れているのも何箇所もありましたけれども、最近行ったことがないからわからないのですけれども。そういったふうに徴収をするからには、税を上げるのは別に構わないのですけれども、その照明器具ですね、これをとって初めて全部ついて私は徴収できるのではないのかと思うのですけれども、その辺、今後どのような展開で考えているかお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

おっしゃるとおり、完全な照明の状況で貸し出しするのが当然だと思います。しかし施設自体がもう20年以上たっておりまして、球自体も暗いということで1個1個、予算の限られた範囲内ではあるのですけれども、修繕していこうと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

本村は、野球だけは昔も今も野球人口は結構おります。一番スポーツする中で、野球しているのが一番多いのではないかと思いますので、あんなに暗いと事故も起こしかねないので、できるだけ照明施設はですね、もっと照らして、あかあかと照らして、楽しくプレーができるように心がけてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号 座間味港緑地公園多目的グラウンド照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第68号 座間味港緑地公園多目的グラウンド照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第69号 阿嘉漁港運動公園広場テニスコート照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

1つだけ確認したいことがありますのでお願いします。今現在、阿嘉の橋の下と言いますか、そこにテニスコートがありますけれども、今のテニスコートとしてはネットもない、それと金網とか昔はあったのですが、それも台風で全部なくなっている状況で、増税に伴う増額ということでもありますけれども、このような状況ではテニスもできない状況です。前は何かコイン式でやっていたような感じもありますけれども、そういうちゃんとした措置もされていると思いますが、再度確認して、修繕なりできれば予算計上をお願いしたいと思いますけれども、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今、御指摘のありましたように、テニスコートにつきましてもこちらのほうで再度確認しながら、今後の需要とか、そういったものも意見聴取しながら対策をとれるかどうか、検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

早目にできればお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号 阿嘉漁港運動公園広場テニスコート照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第69号 阿嘉漁港運動公園広場テニスコート照明施設使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第23. 議案第70号 座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号 座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第70号 座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第71号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

この間のちゅら島づくり条例のときにパトロールして、高良家を視察したのですけれども、一部腐食しているところがありましたよね、副村長。あれをどうするのかお聞きしたいのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。修繕に関しましては、先ほど行われました補正予算において、修繕箇所の分の補正をお願いしたところであります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

二、三カ所あったのですけれども、この箇所は大体わかりますか。石垣がへこんだりとかいろいろあったのですが、その箇所は何カ所か知っていますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

石垣等に関しましては把握しておりませんが、消火栓等に関しましては首里城の件がありましたので、その辺を早急に調査を入れて修繕するという方向で進めております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

こまめに全部チェックした上で、修繕、見直しをやってください。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第71号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第72号 座間味港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号 座間味港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第72号 座間味港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第73号 阿嘉漁港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号 阿嘉漁港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第73号 阿嘉漁港巻揚機設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第74号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

見直しとはちょっと違うのですが、コテージのほうの水回りのほうがかなり腐食しているというお話を聞いたのですが、その辺の修繕予定等、修繕したのか、計画があるのかお聞きます。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

水回りの件につきましては、臨時職員のほうから報告は受けています。まだ修繕はしておりませんが、新年度予算で組み入れたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

かなり水回りが腐食していると聞いておりますので、今はシーズンオフですから、早目に修繕するようにお願いしたいと思います。あと利用料金の中にゴミ袋とかがないんです。それは別で、ゴミが出た際にはその処理というか、指定袋等は利用者に渡しているのか。ゴミ処理についてどうなっているか、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

指定袋に関しては、受け付け時に配付しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

その指定袋にちゃんとゴミをおさめて捨てているということでもいいですか。はい、わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 7 4 号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 7 4 号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 8. 議案第 7 5 号 座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号 座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第75号 座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第76号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

76号議案、75号議案も含めてなのですが、75号のほうが古座間味の施設、この76号議案のほうがニシバマビーチのほうの施設だと思うのですが、似たような施設というか、同じような施設だと思うのですが、一方は年間、月にして利用料金、使用料が2万円ちょっと、一方古座間味は月3万560円と利用料金の違いがあります。先ほど別の施設なのですが、総務課長がお答えした保健師施設と、今新しくできた職員宿舎、別の予算で建ったとは思いますが、この辺も同じような考えで統一できないのか。料金だけではなく、一方ニシバマビーチのほうは利用年数もしっかりと明記されていて、古座間味に関しては、今のところ期限を設けていない。その辺も、料金も含めて、利用内容も含めて統一してもいいのではないかと思います。いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

まず、今質疑がありましたように古座間味ビーチ、阿嘉のビーチと類似施設となっております。今、まず1点目に関しての管理とかそういった条例の中で料金設定に関しては再度、こちらとしても使用年数、耐用年数等もありますので、その辺とまた修繕の費用を勘案しながら、統一できるかは検討していきたいと思います。9月議会でお答えしましたように、古座間味ビーチの施設の利用に関しては、次年度運営管理のあり方を全て考えて条例改正を行っていきたく思いますので、その辺は阿嘉の施設と整合性がとれるような条例改正にもっていきたくと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第76号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第77号 座間味村体験滞在交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

1点だけ確認します。ここは施設として借りる人がいますか。というのは、今ほとんど業者が月契約か年間契約か、あるいは半年契約かわかりませんが、一般人でそこをお借りして宿泊するというのは、最近は見ることがないのですけれども。その辺、おわかりでしたら教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今お話がありましたように、今業者が借りていますので、当然入れない状況となっておりますが、問い合わせはあると伺っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これはその棟数、ほとんど業者が入っているということで理解していいですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

そのとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号 座間味村体験滞在交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第77号 座間味村体験滞在交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第78号 座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

前に予算もついていて、救助艇とフォーティライナの予算がついていたと思うのですが、その艇が、船から下りてきた、それとは別、あれは強化用のですかね。吉田さんたちとは別の、もっと前に来ていたような気がしていたのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号 座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第78号 座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第３２．議案第７９号 座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７９号 座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第７９号 座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第３３．議案第８０号 座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。２番 宮平喜文議員。

○ ２番（宮平喜文議員）

これは阿佐４１６の３、場所はどこになっているのか教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

阿佐地区の一番奥の、ケラマ真珠の側にあります公営住宅と教員宿舎がございます。その敷地の一辺となっております。

○ 議長（中村秀克）

２番 宮平喜文議員。

○ ２番（宮平喜文議員）

はい、わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。１番 宮平譲治議員。

○ １番（宮平譲治議員）

これに伴い、駐車料金が発生するということですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

駐車料金につきましては、これまでの条例制定で１台当たり月１，５００円と定めておりましたので、同じ額を頂く予定となっております。また合わせてこれまでの公営住宅利用者は１台目は無償でしたが、２台置くということであれば、こちらの駐車場を契約をさせていただいて、１年間契約で毎月１，５００円とい

うことで頂戴させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

はい、わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

この阿嘉38の2というのは、もともと住宅をつくる予定での番地だと思うのですが、どうなんですか。村営をつくる予定での購入だと思うのですが。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

あの一带の敷地、村のほうで買い上げしている土地を今利用しているところであって、現在まだ建物とかの計画、素案が上がっていないことから、そのまま放置するのはもったいないということで、有効利用するということで駐車場に指定しているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

わかりました。なるべく早目に住宅ができるような計画でよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号 座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第80号 座間味村営駐車場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第３４．議案第８１号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８１号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第８１号 座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第３５．発議第６号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書を議題といたします。

発議第６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第６号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第６号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第６号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書は原案のとおり可決されました。

発議第６号

令和元年１２月１０日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会

議員 宮平譲治

賛成者 座間 味村 議会
議員 宮 平 喜 文

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書

本市（本町、本村）は、介護保険制度が創設された平成12年4月以来、高齢者が、住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて取り組み着実に成果を上げてきた。

特に事業実施にあたっては、沖縄県介護保険広域連合を構成する29市町村の一員として、地理的条件、介護サービス提供基盤、社会資源、人的資源等、実情が異なる中、構成市町村の地域特定を考慮した上で、中長期的な視点を持って、保険者である広域連合とともに一丸となって保険者機能の強化等に努めてきた。

しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては、介護・福祉人材の確保は厳しく利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。

このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成30年1月18日厚生労働省令改正、平成30年4月1日施行）において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員とし、経過措置期間として令和3年3月31日までの間と定められた。介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、主任介護支援専門員研修（70時間）を受けることとなっているが、経過措置期間が3年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し、利用者に大きな混乱が生じる恐れがある。

居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に沖縄県内市町村の介護サービス基盤強化に大きく貢献している。高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。

よって、政府におかれては、沖縄県のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上（令和6年3月31日）まで延長すること。
2. 介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月10日

沖縄県座間味村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

日程第36. 発議第7号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書を議題といたします。

発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第7号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第7号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第7号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書は原案のとおり可決されました。

発議第7号

令和元年12月10日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会
議員 垣花太郎
賛成者 座間味村議会
議員 中村 勇

琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書

去る10月31日午前2時30分ごろ、那覇市首里当蔵町にある首里城で火災が発生し、御庭（うなー）を囲む正殿、北殿、南殿の主要建造物と書院・鎖之間（さすのま）、黄金御殿（くがにうどうん）、二階御

殿（にーけーうどうん）、奉神門の7棟、あわせて約4800平方メートルと琉球王国の多数の美術工芸品が焼失し、県民に深い悲しみと強い衝撃を与えている。沖縄は、あの苛烈な沖縄戦によって20万人余の尊い命が奪われるとともに、国宝文化財22件すべてを失い、琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城をはじめ、先人から引き継いできた歴史的に重要な文化遺産が焼失・破壊されてきた。

そこで、国は戦災文化遺産である首里城の復元を求める県民の運動に応えて、1992年沖縄の日本復帰20周年を記念して、琉球王国の歴史と文化の象徴である首里城の正殿、北殿、南殿などを復元し、国営沖縄記念公園・首里城地区『首里城公園』として一部を開園、その後も順次整備を行い、本年2月の御内原（おうちばら）の完成で全エリアを公開した。

沖縄県民は、琉球王国の文化遺産の復元と伝統文化の保存継承には強い思い入れがあり、復元された首里城は、沖縄のアイデンティティーの形成や文化の発展、万国津梁としてアジアを結ぶ貿易・平和交流の架け橋などを願うウチナーンチュの心のよりどころとなっている。

2000年12月には、那覇市にある首里城跡、園比屋武御嶽石門（そのひゃんうたきいしもん）、玉陵（たまうどうん）、識名園をはじめ、今帰仁城跡、勝連城跡、座喜味城跡、中城城跡、斎場御嶽（せーふあーうたき）の県内9カ所の文化遺産が中国と日本の築城文化を融合した独特の建築様式や石組み技術、文化的景観等には高い文化的・歴史的価値があるとされ「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として日本で11番目の世界遺産に登録されている。

世界に誇る琉球王国の貴重な歴史的文化遺産を回復する目的で復元された首里城は、新たな県民文化の創出と伝統技術の継承・発展を図り、歴史的風土探訪の場として、年間約280万人の観光客を集めるなどの大きな役割も担っている。

しかし、今回の火災によって、その新たな役割とともに沖縄のアイデンティティー、文化、観光、経済の発展、文化遺産の復元保存などにも重大な影響を及ぼす事情となっている。

よって本村議会は、村民と県民が切望する琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建にむけて、国と県、関係機関が連携して日本復帰50周年を迎える2022年までに防火・防災に強い再建計画、実施計画等を策定すること。そして、一刻も早い首里城の再復元をめざし、2032年までの復帰60周年記念事業として特別な財政措置を含め積極的な推進を図るとともに、村民、県民の皆さまをはじめ、首里城の再建を願う多くの皆様の力を結集して心ひとつに取り組むよう、座間味村議会として強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月10日

沖縄県座間味村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、文部科学大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和元年第4回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後4時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 垣 花 太 郎

署名議員 中 村 勇